

退職手当部門・福利厚生部門 事務処理の手引き

(事務担当者用)

令和6年度版

岡山県市町村総合事務組合

目 次

○ 岡山県市町村総合事務組合について	
1 事業内容及び対象となる職員等	1
2 組合を組織する地方公共団体	1
○ 給料額等の報告について	
現員現給額報告について	2
＜退職手当部門＞	
○ 職員の異動等に関する報告について	
1 就職者があった場合	6
2 就職した職員に前歴がある場合	6
3 フルタイム会計年度任用職員の就職報告について	6
4 フルタイム会計年度任用職員が一般職常勤職員となった場合	7
5 特別職（市町村長、副市町村長、教育長等）が就任した場合	7
6 職員の氏名・住所に変更があった場合	8
7 組合市町村から転入してきた場合	8
8 組合市町村へ転出した場合	8
9 職員の就職年月日を訂正する場合	8
10 職員の昇給等に伴い給料月額に異動があった場合	11
11 給与改定があった場合	11
12 休職、停職、育児休業等及び復職があった場合	14
13 職員が退職した場合	15
14 一般職から特別職等になった場合	15
15 特別職が任期満了になった場合	15
○ 退職手当の請求手続等について	
1 退職手当を請求する場合	17
2 特別職の退職手当を請求する場合	22
3 死亡退職の場合の退職手当について	22
4 給与改定に伴う差額請求をする場合	24
5 退職手当が支給されない場合	24
6 失業者の退職手当	24
7 退職手当の支給制限処分等	27
8 退職手当審査会	27

○ 退職手当の算定方法について	
1 一般職の退職手当の算定方法	30
2 会計年度任用職員の退職手当の取扱い	34
3 特別職の退職手当の算定方法	35
4 特別負担金	35
○ 負担金の送金手続等について	
1 一般負担金を送金する場合	36
2 特別負担金を送金する場合	38
3 準備積立負担金を送金する場合	38
付録	
退職手当試算依頼書	43
一般職退職手当支給率表	44
特別職等退職手当支給率表	51

< 福利厚生部門 >

○ 組合員区分別の給付内容等について	53
○ 福利厚生部門加入職員（組合員）の異動等に関する報告について	54
○ 負担金及び拠出金の納付について	56
○ 給付金について	58
1 給付金請求の受付及び給付金の送金	58
2 給付金の時効	58
3 給付金請求の手続き	58
● 拠出金事業（「一般組合員等」が対象）	58
（1）医療補助金	58
（2）家族医療補助金	60
（3）脱退還付金	60
（4）結婚祝金	64
（5）弔慰金	65
（6）災害見舞金	67
（7）出産祝金	69
（8）入学祝金	70
（9）銀婚祝金	71
（10）就職祝金	72
（11）介護休業補助金	73
● 負担金事業（全組合員が対象）	73
（12）成人病検診補助金	74

(13) 保養施設利用補助金	75
○ 貸付事業について（「一般組合員等」が対象）	79
1 借受人の資格	79
2 貸付の種類と利率	79
3 普通貸付	79
4 住宅貸付	79
5 災害貸付	80
6 貸付の限度額	80
7 貸付の申し込み締切日及び交付日	82
8 申し込み手続き	83
9 再度の貸付	87
10 普通貸付の借替	87
11 特例による貸付	87
12 償還について	88
13 団体信用生命保険	92
14 貸付金額と償還額等	93
参考	
貸付限度額計算依頼書	104
○ 体育大会及び文化体育振興事業について（全組合員が対象）	105
1 体育大会の開催	105
2 文化体育振興費の交付	105
○ 自治功労者表彰について（全組合員が対象）	108
○ 組合員特別割引事業について（全組合員が対象）	109
1 紳士服はるやま	109
2 乗馬クラブ・クレイン	109
3 プリンズホテルズ&リゾート	110
4 引越割引事業	111
5 レオパレス 2 1	112
6 住宅支援事業	112
7 ゴールドカード	112
○ 令和 6 年度福利厚生部門月別スケジュール表	113

岡山県市町村総合事務組合について

1 事業内容及び対象となる職員等

(1) 退職手当の支給（退職手当部門）

常時勤務に服することを要する職員（再任用職員を除く。）

(2) 非常勤の職員等の公務災害補償等（非常勤職員公務災害補償部門）

議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員、非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師その他の非常勤の職員（労働者災害補償保険法の適用を受ける者及び非常勤消防団員を除く。）

(3) 福利厚生を増進に関する給付等（福利厚生部門）

岡山県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員の資格を有する職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣職員及び一般財団法人岡山県教育職員互助組合の会員を除く。）とし、「一般組合員等」と「短期組合員等」に区分する。

・「一般組合員等」…共済組合定款第33条に規定する一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員及び市町村長長期組合員

・「短期組合員等」…共済組合定款第33条に規定する短期組合員及び後期高齢者等短期組合員

(4) 非常勤消防団員等の損害補償及び非常勤消防団員の退職報償金の支給（消防補償等部門）

非常勤消防団員、消防法の規定により消防作業に従事した者、救急業務に協力した者、水防法の規定により水防に従事した者及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者

2 組合を組織する地方公共団体

令和6年4月1日現在、各事業に加入している組合市町村数は次のとおりです。

(1) 退職手当部門

9市 10町 2村 22 一部事務組合 1 広域連合（計 44 団体）

(2) 非常勤職員公務災害補償部門

11市 10町 2村 29 一部事務組合 1 広域連合 6 財産区（計 59 団体）

(3) 福利厚生部門

8市 10町 2村 20 一部事務組合 1 広域連合（計 41 団体）

(4) 消防補償等部門

15市 10町 2村（計 27 団体）

給料額等の報告について

現員現給額報告について

退職手当部門・福利厚生部門の対象となる職員の状況を把握するため、4月1日及び1月1日現在における職員の給料月額等を、現員現給額報告書（様式第7号）により報告してください。

- (1) 給料月額の欄の上段には、格付けされている給料表の種類、級、号給を記入してください。また下段には、現給保障を反映した、現に支払いを受ける給料月額を記入してください。

(例)

行政職（一）6級64号
404,700円

- (2) この報告は、退職手当部門・福利厚生部門加入職員（「一般組合員等」に限る。）共通の報告のため、次のように分けて記入してください。

- ① 市町村職員共済組合への加入職員
- ② 公立学校共済組合への加入職員（一段間隔を空けて記入してください。）
- ③ フルタイム再任用職員（共済番号欄の横に㊦と記入してください。）
- ④ フルタイム会計年度任用職員（共済番号の横に㊧と記入してください。）

※退職手当部門加入職員は ①+②+④（勤続6月を超える者）

福利厚生部門加入職員は ①+③+④（勤続12月を超える者）となります。

福利厚生部門の対象となる「短期組合員等（市町村職員共済組合の短期組合員、後期高齢者等短期組合員に該当する者）」については、毎年4月1日の現員現給額報告書に共済番号と氏名を記入し、上記①～④の報告書とは別で報告してください。

なお、「短期組合員等」については、1月1日の報告は不要です。

- (3) 本様式以外の独自の様式を使用しても差し支えありませんが、所定の事項が漏れているときは、書き添えてください。

- (4) 勤続年数及び年齢については月数まで記入してください。

(例) 勤続 20年 5か月 → 20.5 年

年齢 45歳 11か月 → 45.11 歳

※ 1月報告については、勤続年数及び年齢は不要です。

- (5) 被扶養者数は、福利厚生部門加入職員に係る共済組合で認定された被扶養者数を必ず記入してください。

- (6) 基準日（4月1日又は1月1日）の昇給等により給料月額の異動があった者については、共済番号に○印を付して下さい。

なお、この者については、給料額異動報告書（様式第3号）の提出は不要です。

現 員 現 給 額 報 告 書

合計		給料総額	組合員	被扶養者	平均勤続年数	平均給料額	平均年齢
	退職	200,134,400	640	—	20.3	312,710	40.3
	福利	155,380,520	600	149	20.1	258,967	41.2

令和〇〇年 4 月 1 日現在

△ △ 市 町 村
組 合

共済番号	氏名	給料月額 (本俸)	勤続年数	被扶養者数 (人)	年令	共済番号	氏名	給料月額 (本俸)	勤続年数	被扶養者数 (人)	年令
①	○○○○	(行一) 6-53 401,400	30.0	4	59.6	31	●●●●	(行一) 5-74 387,800	25.0	3	47.2
2	××××	(行一) 7-15 397,000	28.0	2	55.2	32	■ ■ ■ ■	(行一) 7-17 401,200	29.0	2	57.0

再721	△△△△	(行一) 4-999 274,600	1.0	0	61.7						
722	□□□□	(行一) 5-74 387,800	25.0	1	45.3						
723	◎◎◎◎	(行一) 5-73 387,400	24.0	2	46.4						
会724	◎◎□□	168,000	0.0	0	22.3						
4025	◇◇◇◇	(行二) 2-38 223,900	5.0	0	27.1						
会4026	◇◇○○	158,000	0.0	0	20.5						

注意①公立学校共済関係職員は、退手事務に必要ですので一段間隔を空けて記入して下さい。
 (書き順は共済番号順に記入して下さい)
 ②公益的法人等派遣職員(在職派遣職員)は、共済番号欄に※印を記入して下さい。

現 員 現 給 額 報 告 書

合計		給料総額	組合員	被扶養者	平均勤続年数	平均給料額	平均年齢
	退職	—	—	—	—	—	—
	福利	—	170	—	—	—	—

〇〇年 ^④月 1 日現在

組合市
町村名

共済 番号	氏 名	給料月額 (本俸)	勤続 年数	被扶養 者数 (人)	年 齢	共済 番号	氏 名	給料月額 (本俸)	勤続 年数	被扶養 者数 (人)	年 齢
801	〇〇〇〇					831	●●●●				
802	××××					832	■●●■				

940	〇〇△△					970	〇△〇△				
941	△△△△										
942	□□□□										
943	◎◎◎◎										
944	◎◎◎◎										
945	◎◎××										
946	〇×〇×										
947	◎×◎×										
948	◎△◎△										
949	◎□◎□										
950	□〇□〇										

注意①公立学校共済関係職員は、退手事務に必要ですので一段間隔を空けて記入して下さい。
 (書き順は共済番号順に記入して下さい)
 ②公益的法人等派遣職員(在職派遣職員)は、共済番号欄に※印を記入して下さい。

< 退職手当部門 >

職員の異動等に関する報告について

1 就職者があった場合

職員就職報告書（様式第1号）に所定の事項を記入して提出してください。

2 就職した職員に前歴がある場合

- (1) 通算規定のある他の公務員等（地方公務員、地方公社の職員、国家公務員退職手当法第2条に規定する者、特定法人役員並びに特定地方独立行政法人）から引き続いて（1日の空白期間もなく）職員となった場合には、次の書類により報告してください。

① 職員就職報告書

※ 就職年月日欄には今回の就職年月日を、前歴欄には退職手当の勤続期間に係る前歴をすべて記入してください。書ききれない場合には、欄外又は別紙に記入してください。

② 履歴書（他の公務員等の期間の履歴）

③ 退職手当不支給証明書

④ 当該団体の退職手当支給条例の写（通算規定の確認のため）

なお、通算した他の公務員等の期間に係る負担金相当額は、退職時の組合市町村（当組合の組織団体。以下同じ。）に特別負担金として納めていただきます。

- (2) 通算規定のある他の公務員等からでも非常勤の職員（常勤的非常勤職員を含む）として採用された場合は通算されませんので、前の就職先で退職手当を受給してください。

- (3) 岡山県職員及び国家公務員から退職手当を支給されないで引き続いて当組合市町村の特別職等となった場合は、(1)の①、②のほか、各組合市町村が作成した岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号。以下「条例」という。）第11条第7項の該当職員である証明を提出してください。

なお、条例第171条第2項ただし書の規定により、当該職員の負担金は徴収しません。

3 フルタイム会計年度任用職員の就職報告について

フルタイム会計年度任用職員で、勤務した日が18日（常勤職員の実勤務日数が20日に満たない月は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が連続して6か月を超えた者は、退職手当の支給対象となりますので、勤続期間が6か月を超えた時点（4月1日就職であれば、10月1日）で次の書類により報告してください。

- (1) 職員就職報告書（就職年月日欄には、フルタイム会計年度任用職員として就職した日を記入）
(2) 勤務、給与状況調書（P.10 作成例1参照）

「常勤職員の実勤務日数が20日に満たない月は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数」とは？（令和4年10月1日以後の期間について適用）

（例）常勤職員の実勤務日数（閉庁日を除く日数）が19日の月の場合（令和7年1月）

18日－（20日－19日）＝17日 当該月は17日勤務で要件を満たすこととなる。

※ 就職日に遡及して退職手当対象職員となります。（負担金は6か月を超えた月から納付してください。）

4 フルタイム会計年度任用職員が一般職常勤職員になった場合

既に当組合退職手当部門の対象職員となっている会計年度任用職員が、一般職の常勤職員に任用替えとなった場合は、退職手当は通算となりますが、新たな職名、給料額等を記載した「職員就職報告書」を提出してください。

5 特別職（市町村長、副市町村長、教育長等）が就任した場合

(1) 職員就職報告書に所定の事項を記入して提出してください。

※ 国や県に戻ることを前提で国や県の職員から特別職となった場合でも、提出してください。

(2) 特別職が再任された場合にも、新たに職員就職報告書を提出してください。この場合、就職年月日の欄には、今回の任期の開始日を記入してください。

様式第1号（第3条関係）

職員就職報告書

所属所コード	666
--------	-----

共済番号	職名 ふりがな 氏名	生年月日 就職年月日	就職時給料又は報酬 職表級号	現住所	前歴（ある場合）
					団体名
					勤続期間
380	主事	H7・7・11	行政職 1-2-6	〒***-****	
	そうごう たろう 総合 太郎 (男)・女	R6・4・1	204,200 円	〇〇郡△△町××128-1	．．～．．
381	教育長	S34・10・10	職表級号	〒***-****	
	そうごう はなこ 総合 花子 男 (女)	R6・4・1	620,000 円	〇〇郡△△町××1052	．．～．．
382	臨床検査技師	S43・1・7	職表級号 医療職 3-4-42	〒***-****	〇〇市民病院
	おかやま いちろう 岡山 一郎 (男)・女	R6・4・1	315,600 円	〇〇市△△88	H21・4・1 ~R6・3・31
383	保育士	H4・4・30	職表級号 行政職 1-1-25	〒***-****	会計年度任用職員
	おかやま じろう 岡山 次郎 (男)・女	R6・4・1	182,200 円	〇〇郡△△町××64	R3・4・1 ~R6・3・31
5382	会計年度任用職員	S36・5・30	職表級号 行政職 1-1-7	〒***-****	
	まちむら はなこ 町村 花子 男 (女)	R5・10・1	152,800 円	〇〇郡△△町××2019	．．～．．

上記のとおり報告します。

令和6年4月1日

岡山県市町村総合事務組合管理者 様

×× 市 ○○ 市町村 長 岡山 太郎
郡 組 合

※「会計年度任用職員」の場合は、職名欄にその旨を記載してください。
また、就職日は、当初就職年月日を記載してください。

6 職員の氏名・住所に変更があった場合

変更届（様式第4号）に必要な事項を記載して提出してください。

7 組合市町村から転入してきた場合

職員就職報告書（様式第1号）を提出してください。

8 組合市町村へ転出した場合

変更届（様式第4号）に必要な事項を記載して提出してください。

※ 市町村共済から公立学校共済、公立学校共済から市町村共済へ変更した場合は、この変更届の備考欄に新番号を記入してください。

9 職員の就職年月日を訂正する場合

組合への就職年月日の報告に誤りがあった場合や、条例第3条第2項の条件を満たす非常勤職員の期間を通算し、退職手当算定の勤続期間の開始の日を変更する場合は、変更届（様式第4号）備考欄にその旨を記載して提出してください。

(例)

備考

就職年月日訂正

昭和61年4月1日

また、非常勤職員期間の通算の場合、勤務状況調書（P.10 作成例1参照）も提出してください。

※ 就職年月日訂正の際は、追加負担金が発生する場合があります。

変 更 届

		共済番号	250
変 更 事 項			変 更 年 月 日
氏名変更	旧 氏 名	町村 花子	令和○年 10 月 20 日
	ふりがな	いちむら はなこ	
	新 氏 名	市村 花子	
住所変更	旧 住 所	△△郡○○町大字○○番地	令和○年 10 月 20 日
	郵便番号	〒○○○-××××	
	新 住 所	△△市○○町○○番地	
	氏 名		
所属所変更	旧所属所名	○○老人ホーム 組合 市町村	令和○年 10 月 20 日 転出
	新所属所名	○○ 組合 市町村	年 月 日 転入
	氏 名		備考 就職年月日訂正 昭和 60 年 4 月 1 日
<p>上記のとおり報告いたします。</p> <p>令和○年 10 月 31 日</p> <p>市 町 村 長 岡山 太郎</p> <p>△△ 郡 組合</p> <p>岡山県市町村総合事務組合管理者 様</p>			

(作成例1)

非常勤職員についての勤務、給与状況調書

団体名	〇〇市	共済番号	***	氏名	△△ △△△
岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第3条第2項の規定により、職員とみなされる非常勤職員の期間		自	令和6年4月1日	至	令和6年9月30日
年 月	実働日数	給 与 形 態			
令和6年 4月	21日	月給	180,000	円	
年 5月	19日	〃			
年 6月	20日	〃			
年 7月	21日	〃			
年 8月	20日	〃			
年 9月	19日	〃			

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和6年10月10日

岡山県市町村総合事務組合管理者 様

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

※実働日数は平成4年度までは1月に22日以上、平成5年度以降は18日以上ないと通算の条件を満たしません。(有給休暇、休職・停職及び育児休業等は実働日数に含みます。)

※日給は、平成4年度までは25日分を、平成5年度以降は21日分を月給として負担金の額を計算します。

10 職員の昇給等に伴い給料月額に異動があった場合

(1) 昇給等で給料月額に異動があった場合は、その都度、給料額異動報告書（様式第3号）に所定の事項を記載して提出してください。

※ 昇給前及び後の給料表の種類、級、号給も備考欄に必ず記載してください。

(2) 本様式以外の独自の様式を使用しても差し支えありませんが、所定の事項が漏れているときは、書き添えてください。

(3) 4月1日及び1月1日の給料額の異動報告書の提出は不要です。ただし、4月及び1月の異動であっても月の中途での異動（1日以外の異動）があった場合は提出してください。

※ 公立学校共済の組合員及び公益的法人等派遣職員が漏れていることがありますので注意してください。

11 給与改定があった場合

(1) 全職員について給料額異動報告書で報告してください。また、遡及して増額改定を行う場合は、過去に提出した現員現給額報告書及び給料額異動報告書を改定後の金額で再提出してください。

(2) 給料額異動報告書のほか、次の書類を添付してください。

- ① 給料表（新旧対照表を含む。）
- ② 給与条例の一部を改正する条例の写
- ③ 給与改定等による給料及び一般負担金（差額）報告書（P.13 作成例2参照）

給料額異動報告書

共済番号	氏名	給料月額		異動事項		備考
		旧給料	新給料	年月日	事由	
1	○○○○	241,900	250,800	6.2.1	昇格	行(一)2級30号 ↓ 行(一)3級14号
2	××××	258,200	267,800	"	"	行(一)3級19号 ↓ 行(一)4級3号
4	□□□□	287,000	289,700	"	"	行(一)4級13号 ↓ 行(一)5級1号
18	◎◎◎◎	404,100	427,300	"	"	行(一)6級02号 ↓ 行(一)7級33号
14024	△△△△	288,700	297,600	"	昇格	行(二)3級79号 ↓ 行(二)4級49号
14025	◇◇◇◇	303,100	289,900	"	降格	行(二)4級54号 ↓ 行(二)3級82号
計		6,545,200	6,889,200	"	"	

(注意事項) 公立学校共済関係職員及び公益的法人等派遣職員についても、もれなく報告して下さい。なお、公益的法人等派遣職員については共済番号欄に※印を記入して下さい。

上記のとおり報告いたします。

令和 ○ 年 2 月 20 日

市
○ ○ 町長
村

岡山太郎

岡山県市町村総合事務組合管理者 様

(作成例2)

令和〇年 1月20日

団体名 〇〇市

岡山県市町村総合事務組合 御中

給与改定等による給料及び負担金（差額）報告書

月	月末給料総額			負担金差額		
	改定前 A	改定後 B	差額 C (B-A)	給付費 (C×88/1,000)	事務費 (C×2/1,000)	準備積立金 (C×10/1,000)
4	206,407,200	210,535,300	4,128,100	363,272	8,256	41,281
5	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	208,881,000	213,038,600	4,157,600	365,868	8,315	41,576
10	〃	〃	〃	〃	〃	〃
11	〃	〃	〃	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃	〃	〃	〃
合 計				3,279,832	74,540	372,709

※ 準備積立金の欄は、該当の団体のみ御記入ください。

※ 負担金の1円未満の端数は、切り捨てとなります。

12 休職、停職、育児休業等及び復職があった場合

休職、停職及び育児休業等があった場合は、職員休職・停職・復職報告書（様式第5号）を提出してください。なお、復職時にも報告をお願いします。

様式第5号（第3条関係）

休 職
 職 員 停 職 報 告 書
 復 職

	共済番号 388
職 名	主 事
氏 名	町村 花子
生 年 月 日	平成元年 4 月 20 日
休 職 <small>年月日</small> 停 職	令和〇年 12 月 1 日
復職年月日	
休職、停職 事由及び 根拠法規	育児休業 （地方公務員の育児休業等に関する法律第2条） 子 令和〇年〇月〇日出生
<p>上記のとおり報告いたします。</p> <p>令和〇年 12 月 1 日</p> <p style="text-align: center;"> 市 町 村 △ △ ○ ○ 長 岡 山 太 郎 郡 組 合 </p> <p>岡山県市町村総合事務組合管理者 様</p>	

13 職員が退職した場合

- (1) 職員が退職した場合には、(2)及び(3)以外の場合、退職手当が支給されますので退職手当の請求手続き（P.17～）を行ってください。（P.24「5 退職手当が支給されない場合」参照）
- (2) 職員が1日の空白期間もなく引き続いて職員として通算規定のある他の公務員等（地方公務員、地方公社の職員、国家公務員退職手当法第2条に規定する者及び特定法人役職員）となった場合には、退職手当は支給されませんが、職員退職報告書及び履歴書は必ず提出してください。（最終的には当該期間は通算されます。）なお、その際に退職手当不支給証明書を発行します。
※ 退職報告時以外で退職手当不支給証明書が必要な際は、P.16の（作成例3）を参考に手続きを行ってください。
- (3) 懲戒免職及び退職の前後にかかわらず在職中の非違行為により起訴された場合、退職手当の支給制限処分の対象となります。処分の手続きについては、当組合にお問い合わせください。

14 一般職から特別職になった場合

一般職から特別職になる場合は通算は出来ませんので、一般職の期間の退職手当の請求手続きを行ってください。また、同時に特別職の「職員就職報告書」を提出してください。

15 特別職が任期満了になった場合

特別職の退職手当は任期ごとに支給しますので、任期満了したときは、その任期に係る退職手当の請求をしてください。また、再選又は再任の場合は「職員就職報告書」を提出してください。

(作成例3)

〇〇〇発第***号
令和〇年5月10日

岡山県市町村総合事務組合管理者様

〇〇市長 〇 〇 〇 〇

退職手当の支給に関する証明書の交付について

平成7年3月31日付で、当市を退職した下記の者に係る退職手当の支給に関する証明書の交付をお願いします。

記

住 所	〇〇市×× ***-*
氏 名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和39年8月1日
在職期間	昭和63年4月1日～平成7年3月31日
退職時職名	教諭

退職手当の請求手続等について

1 退職手当を請求する場合

(1) 退職手当を請求する場合は次の書類を提出してください。

退職事由 提出書類	自己都合	定年	応募認定(1) 注1	応募認定(2) 注2	任期満了	整理	公務外死亡	公務上死亡	公務外傷病	公務上傷病	傷通勤による病る	差給額与請求改定
退職報告書兼退職手当請求書 (様式第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
履歴書 (様式第9号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
退職所得の受給に関する申告書	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
戸籍謄本							○	○				
総代者選任届 (様式第10号)							注3 △	注3 △				
マイナンバー報告書							注4 △	注4 △				
公務災害認定書の写								○		○		
通勤災害認定書の写											○	
障害年金相当の障害を証明するもの (年金証書の写等)									○	○	○	
議決書の写等 (職制、定数の改廃等)				○		○						

注1 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集に応募し認定された退職

注2 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集に応募し認定された退職

注3 総代者選任届は、退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2名以上の場合にのみ提出してください。その場合、記入者全員の印鑑証明を添付してください。

注4 支給額が、受給者1名当たり100万円以上の場合、退職者及び受給者のマイナンバーの報告が必要となります。

(2) 書類を提出するに当たって、次のことに留意してください。

① 退職報告書兼退職手当請求書（様式第2号）

ア 就職年月日は、請求の対象となる期間（前歴を含む。）が始まる日を記入してください。

イ 「退職事由」の欄は、該当する退職事由に✓印を記入してください。

1日も空白期間がなく引き続いて通算規定のある団体へ就職する場合は、退職手当は支給されませんので、確認をお願いします。

通算可能な団体へ引き続いて就職する場合は、就職先も記載してください。

※ 1日の空白期間もなく引き続いて通算規定を有する地方公務員等となった場合→ P.24「5 退職手当が支給されない場合」の項参照

ウ 「退職時給料額」の欄は、給料表上の額を記入してください。また、適用している給料表の種類、級、号給も記入してください。

エ 請求者の現住所の欄には、**必ず郵便番号の記入もお願いします。**

オ 直接本人の口座に送金しますので、金融機関名、支店名、口座番号（請求者本人名義に限る。）を正確に記入してください。

カ ゆうちょ銀行への送金の際は、記号（5桁）、番号（8桁）ではなく、振込用の支店名、口座番号を記入してください。

キ 死亡退職の場合は、「死亡退職の場合の記載欄」に記入し、戸籍謄本を添付してください。

また、同順位の受給権者が2人以上の場合は、総代者選任届書（様式第10号）及び印鑑証明を併せて添付してください。（P.23参照）

様式第2号 (第3条関係)

退職報告書兼退職手当請求書

退職 報告 欄	共済番号	1280	職名	総務課長						
	フリガナ 氏名	オカヤマ ハナコ		生年月日	昭和 40年 10月 11日					
		岡山花子								
	就職年月日	平成 2年 4月 1日		退職年月日	令和 7年 3月 31日					
退職事由	<input type="checkbox"/> 自己都合 <input type="checkbox"/> 定年 <input checked="" type="checkbox"/> 応募認定(年齢別構成適正化) <input type="checkbox"/> 応募認定(職制改廃等) <input type="checkbox"/> 任期満了 <input type="checkbox"/> 公務外傷病 <input type="checkbox"/> 公務外死亡 <input type="checkbox"/> 公務上傷病 <input type="checkbox"/> 公務上死亡 <input type="checkbox"/> 通勤傷病 <input type="checkbox"/> 整理 <input type="checkbox"/> その他() <input checked="" type="checkbox"/> 引き続いて他の公務員等への就職(就職先:)									
退職時 給料月額	行政職(一) 6級 57号給 403,800円									
調整額の区分 及び期間	区分	期間								
	第5号区分	R4年 4月 ~ R7年 3月								
	第6号区分	R元年 4月 ~ R4年 3月								
	第号区分	年 月 ~ 年 月								
育児休業に係る 子の生年月日	H6年 4月 1日	貸付金の有無	市町村共済	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	H9年 5月 5日		公立学校共済	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	年 月 日		総合事務組合	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無						
上記のとおり退職したので、報告します。 令和7年 4月 1日 岡山市町村総合事務組合管理者 様 組合市町村長名 **市長 岡山太郎										
退職 手当 請求 欄	上記のとおり退職したので、退職手当を請求します。 令和7年 4月 1日 岡山市町村総合事務組合管理者 様 (退職者)現住所 〒700-0000 **市**町三丁目12-41 氏名 岡山花子									
	(死亡退職の場合の記載欄) (受給遺族)現住所 〒 職員との続柄 フリガナ 氏名									
	振込先	金融機関名	支店名	口座番号						
	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input checked="" type="checkbox"/> 出張所	普通	1	5	3	4	1	4	1

請求の対象となる期間(前歴を含む)が始まる日を記入してください。

通算可能な団体への就職の場場合は就職先を記載してください。

実支給額ではなく、給料表の額を記載してください。

平成4年4月1日以降復職の育児休業がある場合は、当該子の生年月日を記入してください。

請求者名義の口座に限りません。

(注) 1 退職手当が支給されない場合は、退職報告欄のみ記載してください。
 2 該当する□に✓印を記入してください。

② 履歴書（様式第9号）

- ア 職員の就職から退職までの履歴事項を、順を追って記入してください。
- イ 給料の異動については、異動理由（昇格、昇給、給与改定等）、級・号給及び給料月額を明確に記入してください。
- ウ 休職、停職、育児休業、復職について漏れのないように記入してください。また、休職事由も勤続期間の計算に影響しますので、記入してください。
- エ 職の異動についても発令どおり正確に記入してください。
- オ 退職手当の計算期間に含まれない非常勤職員等の期間についても記入してください。（税金計算期間に含まれる場合があるため。）
- カ 同様の事項を記載した、人事台帳の写しに任命権者の奥書証明をしたものでも構いません。

様式第9号（第6条関係）

履 歴 書

ふりがな	おかやま はなこ	生年月日	昭和39年10月11日	性別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
氏名	岡山 花子	旧氏名	山田 花子	改姓年月日	昭和63年6月1日
年月日	事項				公署名
○年○月○日	○○町雇員に任命する 1等級 3号 12,400 円				○ ○ 町
○年○月○日	定期昇給 1" 4" 13,100 円				〃
○年○月○日	給与改定 1" 4" 13,700 円				〃

○年○月○日	給与改定 6" 53" 408,000 円	〃
6年4月1日	給与改定 6" 53" 400,600 円 (調整額)改定前給料額との差額 7,400 円	〃
7年1月1日	定期昇給 6" 57" 401,800 円 (調整額)改定前給料額との差額 6,200 円	〃
7年3月31日	願いにより本職を免ずる(早期退職募集制度による退職)	〃
以下余白		

上記相違ないことを証明します。

令和7年3月31日

△ △ 市 ○ ○ 市町村 長 岡山 太郎
郡 組合

③ 退職所得の受給に関する申告書（死亡退職の場合は不要です。）

この申告書は、当組合又は国税庁のホームページからダウンロードしてください。

（作成例 4）

マイナンバーの記載
（本人確認をお願いします。）

税務署長殿 / 年 月 日		市町村長 殿		○年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書											
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒700-0975 岡山市北区今2-2-1						現住所	〒700-0000 〇〇市△△町二丁目2-6						
	名称 (氏名)	岡山県市町村総合事務組合						氏名	岡山 花子						
	法人番号 (個人番号)	3 0 0 0 0 2 0 3 3 9 5 5 5						個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 ○ ○ ○						
								その年1月1日現在の住所	同上						
このA欄には、全ての方が、記載してください。（あなたが、前①退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB欄以下の各欄には記載する必要がありません。）															
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	令和7年 3月 31日													
	② 退職の区分等	<一般・障害の区分> <input checked="" type="radio"/> 一般・障害 <生活扶助の有無> <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無													
B	あなたが本年中に他にも前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、このB欄に記載してください。														
	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 うち 特定役員等勤続期間 有無 自 年 月 日 至 年 月 日 うち 短期勤続期間 有無 自 年 月 日 至 年 月 日													
C	あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）に退職手当等を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。														
	⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 ⑦ ③又は④の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 ⑧ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 有無 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑨ うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有無 自 年 月 日 至 年 月 日													
D	A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。														
	⑩ Aの退職手当等についての勤続期間（③）に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 ⑪ ③又は④の勤続期間のうち、⑩又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 ⑫ うち 特定役員等勤続期間 有無 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑬ うち 短期勤続期間 有無 自 年 月 日 至 年 月 日													
E	B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。														
	区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額 (円)	市町村民税 (円)	道府県民税 (円)	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)					
B	一般	・	・				・	一般障害							
B	特定役員	・	・				・	一般障害							
B	短期	・	・				・	一般障害							
C	・	・	・				・	一般障害							

臨時職員・前歴等がある場合は、最初の就職日を記載してください。

1年未満の端数月がある場合は、切り上げてください。

同一年又は前年以前4年内に、他の退職手当等の支給を受けたことがある場合は、必要に応じて記載してください。

2 特別職の退職手当を請求する場合

特別職の退職手当は任期ごとに支給しますので、任期満了したときは、退職手当を請求してください。提出書類等は前述の「1 退職手当を請求する場合」と同様ですが、次の点に留意してください。(算定方法については、P.35 参照)

(1) 再選又は再任の際は満了した期間に係る退職手当を請求すると同時に、新たに開始される任期に係る職員就職報告書を提出してください。

(2) 提出書類記入の際は、次の点に注意してください。

① 退職報告書兼退職手当請求書(様式第2号)

「就職年月日」の欄は、請求の対象となる期間が始まる日を記入してください。

② 履歴書(様式第9号)

履歴事項は、請求の対象となる期間だけを記入してください。

③ 退職所得の受給に関する申告書

「③この申告書の提出先から受ける退職手当についての勤続期間」の「自」の欄には請求の対象となる期間の就職年月日(その任期の開始日)を記入してください。

再任の場合は、前任期分の退職手当の内容についても記載してください。(P.21 作成例4のC及びE欄)

3 死亡退職の場合の退職手当について

在職中の職員が死亡退職した場合、退職手当を受給することができる職員の遺族の範囲及び順位は次のとおり。

- ① 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- ② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- ③ ②に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- ④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で②に該当しない者

※1 退職手当を受ける遺族の順位は、上述の順位とする。

※2 同順位の者が二人以上ある場合は、その人数で等分して支給する。

【添付書類】

- ・ 職員の死亡と、受給権者との続柄の確認ができる資料 … 「戸籍謄本」
- ・ 同順位の受給権者が二人以上ある場合 … 「総代者選任届書」(様式第10号)及び受給権者全員の印鑑証明書
- ・ 受給者ごとの退職手当の支払金額が100万円超の場合 … 「マイナンバー報告書」(任意様式)

※ 退職所得の受給に関する申告書は必要ありません。

総代者選任届書

○ ○ ○ ^市 _町 職名 **課長** 氏名 **岡山二郎** の死亡による
村

遺族退職手当の請求にあたり、総代者を次のとおり選任したのでお届けします。

総代者 氏名 (子) 岡山三郎

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受給同順位者

本籍地 **岡山県〇〇市〇〇2-2-1**
現住所 **同上**
氏名 **岡山三郎** ㊟

本籍地 **岡山県〇〇郡〇〇町△△2-1**
現住所 **岡山県〇〇市〇〇2-2-1**
氏名 **岡山四郎** ㊟

本籍地 **岡山県〇〇市〇〇2-2-1**
現住所 **同上**
氏名 **岡山五郎** ㊟

本籍地 **岡山県〇〇市〇〇2-2-1**
現住所 **東京都千代田区〇〇1-1-1**
氏名 **山田花子** ㊟

岡山県市町村総合事務組合管理者 様

※ 受給権者全員の印鑑証明書を添付してください。

4 給与改定に伴う差額請求をする場合

退職手当支給後、過去に遡って給与改定が行われた場合は、次の書類により差額分の請求をしてください。

- (1) 退職報告書兼退職手当請求書（様式第2号）

右上に「給与改定分」と朱書きしてください。

- (2) 履歴書（様式第9号）

就職年月日及び退職前1年間の履歴以外は以下のように省略できます。

(例)

履 歴 書

年 月 日			事 項			公 署 名
			等級	号	給料月額	
H11	4	1	〇〇町吏員を命ずる	1" 10"	174,000	〇〇町
			(中略)			
R5	1	1	定期昇給	2" 30"	237,300	〇〇町
	6	1	定期昇給	2" 34"	243,700	〇〇町
	6	9 30	願いにより本職を免ずる			〇〇町
	6	4 1	給与改定	2" 34"	244,000	〇〇町
			以下余白			

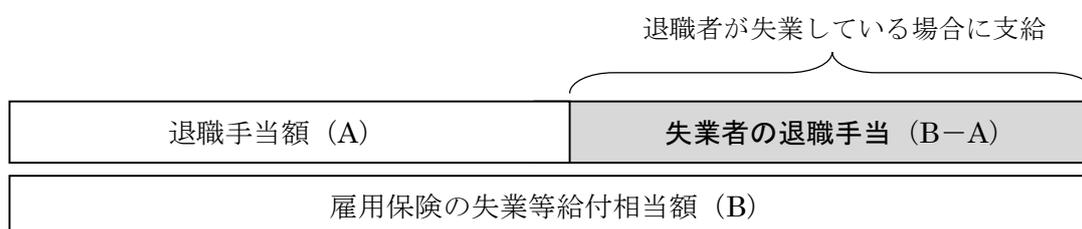
5 退職手当が支給されない場合（「7 退職手当の支給制限処分等」の場合を除く。）

退職手当が支給されない場合は次のとおりです。ただし、退職手当が支給されない場合であっても、退職報告書及び履歴書は提出してください。

- (1) 6月未満で退職した者（傷病又は死亡退職、整理退職等を除く。）
- (2) 通算規定のある他の公務員等（地方公務員、地方公社の職員、国家公務員退職手当法第2条に規定する者並びに特定地方独立行政法人職員）に1日の空白期間もなく引き続いて職員として就職した場合（この場合、退職報告書に当該就職先を記載してください。）

6 失業者の退職手当

退職時に支給された退職手当の額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間求職活動をしているときに、その差額分を支給するものです。



(1) 受給資格者（次の①～④のすべてを満たす者）

- ① 退職の日から起算して1年間の期間内に「失業状態※」である者
- ② 再就職を希望し、月2回以上求職活動を行う者
- ③ 勤続期間が12月以上の者（岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（平成17年岡山市町村総合事務組合規則第2号）第22条に該当する者は6月以上）
- ④ 退職時の退職手当の額が雇用保険法の規定による基本手当の支給総額に満たない者

※「失業状態」とは、就職しようとする意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就けず、積極的に求職活動を行っている状態のことをいいます。

(2) 受給までの手続き

① 岡山市町村職員退職票の提出

退職者が受給資格者に該当するか当組合に照会し、該当する場合、組合市町村は、「岡山市町村職員退職票（様式第20号）」（以下「退職票」という。）を2部作成し、組合へ提出してください。

② 退職票の交付と求職の手続

組合は退職票に受給資格者である証明をし、退職者あてに送付します。

退職者は、ハローワークに退職票2部を持参して、求職の申込みを行います。退職票の1部はハローワークに提出、もう1部は求職を行った旨のハローワーク所長の証明を受け、組合に返送します。

③ 失業者の退職手当受給資格証の交付

ハローワークの証明を受けた退職票を受理した組合は、「失業者の退職手当受給資格証（様式第22号）」を交付するとともに、退職者と組合市町村へ支給内容について通知します。その際、退職者には、「失業の証明書（様式第26号）」、「失業認定申告書（様式第27号）」等の請求関係書類を送付します。

④ 失業認定と失業者の退職手当請求

退職者は、支給制限期間及び待期期間満了後、組合が指定した日にハローワークに出頭し、失業状態にあることの証明を受け、失業の証明書及び失業認定申告書を組合に送付します。

⑤ 失業者の退職手当決定・支給

組合は、受理した書類を基に失業認定を行った後、退職者及び組合市町村長に支給の決定を通知し、指定口座に振り込みます。また、次回認定用の書類を送付します。

⑥ 2回目以降の請求

④と⑤の手続きの繰り返しとなります。

(3) 受給期間の延長について

失業者の退職手当の受給期間（手続きを行うことのできる期間）は原則として退職した日の翌日から起算して1年間です。ただし、その期間に妊娠・出産・育児等により30日以上職業に就くことが出来ない場合は、職業に就くことが出来ない日数だけ受給期間を延長することができます（延長後の受給期間は最長で4年間）。

延長を申請する場合は、職業に就くことが出来なくなった日の翌日以降に「受給期間延長申請書（様式第24号）」を提出してください。

（様式第20号「表面」）

岡山県市町村職員退職票

(1) 年 月 日交付		(2) 組合市町村名		〇 〇 町		
退職した職員	(3) 氏名	総合 太郎		(4) 性別	男・女	
	(5) 生年月日及び年齢	H 〇年4月11日		歳 27		
	(6) 住所又は居所	〇〇郡〇〇町×128-1		(10) 勤続年数	1年0月	
	(7) 就職年月日	令和〇年4月1日	(9) 給与形態	(A) 月給・旬給・週給等	(11) 受給資格区分	(A) 一般受給資格
(8) 退職年月日	令和〇年3月31日	(B) 日給・時間給・出来高払制等		(B) 高年齢受給資格	(C) 特例受給資格	
失業者の退職手当算定の基礎となる給与総額	(A) 基本となる給与が月、週その他の一定の期間によって定められている者		(B) 基本となる給与が日・時間、出来高払制その他の請負制によって定められている者		(13) 賃金日額算定の根拠及び額	
	退職の月前6月(月の末日で退職した場合には、その月及び前5月間)に支払われた給与の総額		退職の月前6月における労働日数		(14) 賃金日額	
	1. 給料 1,263,000 円		月分	日	円	算定方式 <u>1,552,836</u> 180
	2. 扶養手当 0 円		月分	日	円	
	3. 地域手当 0 円		月分	日	円	
	4. 超過勤務手当 18,436 円		月分	日	円	
	5. 管理職手当 0 円		月分	日	円	
	6. 通勤手当 0 円		月分	日	円	
	7. 特殊勤務手当 259,000 円		月分	日	円	
	8. 宿日直手当 12,400 円		月分	日	円	
	9. 住居手当 0 円		月分	日	円	
	10. 手当 円		月分	日	円	
11. 手当 円		月分	日	円		
合計 1,552,836 円		合計	日	円		
(14) 退職時に支給された退職手当	222,685 円	説明欄		(15) 退職時の給料月額	213,300 円	
(16) 退職事由	別紙のとおり					
(17) 上記の記載事項を確認する。	(退職した職員の氏名) 総合 太郎					
条例第20条に規定する失業者の退職手当を受けようとする申請がありましたので、上記のとおり相違ないことを証明する。						
令和〇年4月1日		〇〇 市町村 組合長		岡山 太郎 印		
上記のとおり受給資格者であることを証明する。						
年 月 日		岡山県市町村総合事務組合管理者 印				
公記 共 職 業 載 安 定 所 欄	年 月 日 日求職申込手続きを完了したことを証明する。					
	(18) 公共職業安定所長認定事項	① 基本手当の日額 円		② 所定給付日数 日		
		③ 待機日数 日				
年 月 日		公共職業安定所長 印				

7 退職手当の支給制限処分等

(1) 支給制限処分（全部又は一部を支給しないこととする処分）

- ① 懲戒免職等処分を受けて退職をしたとき
- ② 地方公務員法の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき
- ③ 退職後、退職手当支払い前に、刑事事件（退職後の起訴の場合は、在職期間中の行為に係る事件）に関し禁錮以上の刑に処せられたとき
- ④ 退職後、退職手当支払い前に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき非違行為をしたと組合市町村の長が認めたとき

(2) 支払差止処分（退職手当の支払を一時差し止める処分）

- ① 刑事事件に関し起訴され、判決確定前に退職したとき
- ② 退職後、退職手当支払い前に在職期間中の非違行為について起訴されたとき
- ③ 退職後、退職手当支払い前に、逮捕された場合又は犯罪があると思料するに至った場合で、退職手当を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められるとき
- ④ 退職後、退職手当支払い前に、在職期間中の懲戒免職等処分で逮捕された場合又は犯罪があると思料するに至った場合で、退職手当を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められるとき

(3) 返納命令処分（支払後の退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分）

- ① 退職手当支払後に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられたとき
- ② 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき非違行為をしたと認めたとき（退職後 5 年以内限定）

※ 遺族や相続人から返納を求める場合もあります。

8 退職手当審査会

退職手当支給制限処分及び退職手当の返納命令処分を行うときは、退職手当審査会に諮問します。（懲戒免職等処分及び禁錮以上の刑に処せられた場合の支給制限処分は、特に諮問する必要があると認めるときに限る。）

退職手当審査会は、処分内容を審査し、その為に必要な調査、被処分者の意見の聴取を行います。

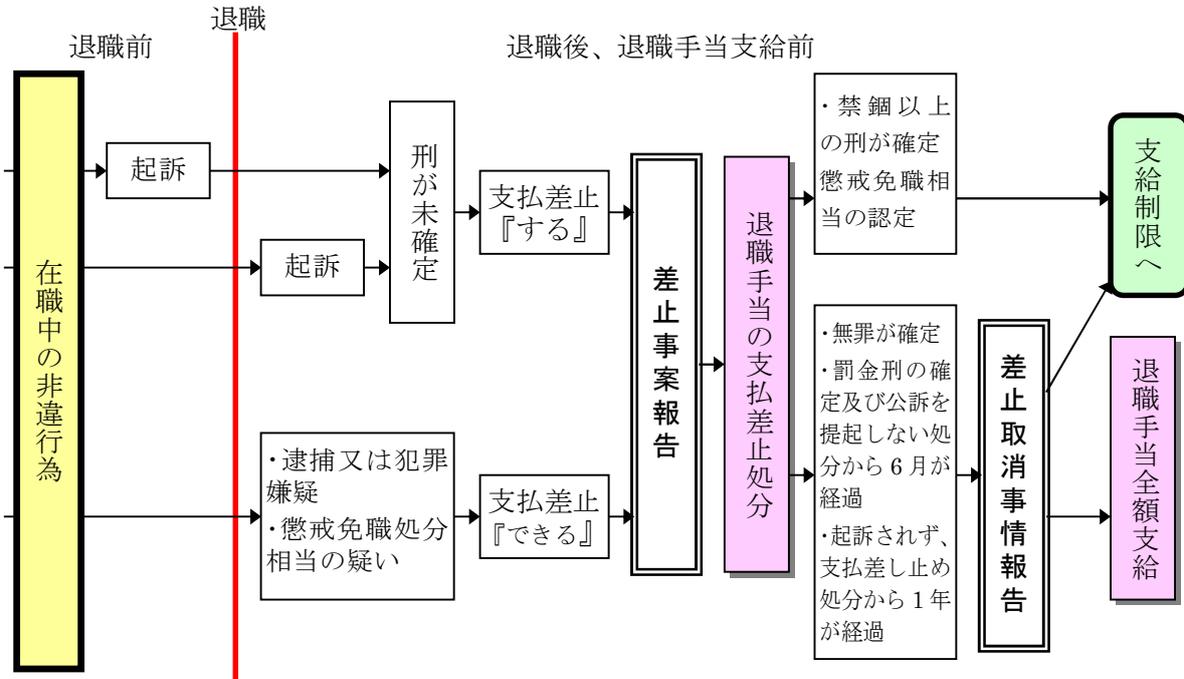
退職手当審査会は、常設とせず、委員は必要の都度管理者が任命します。

【参考】

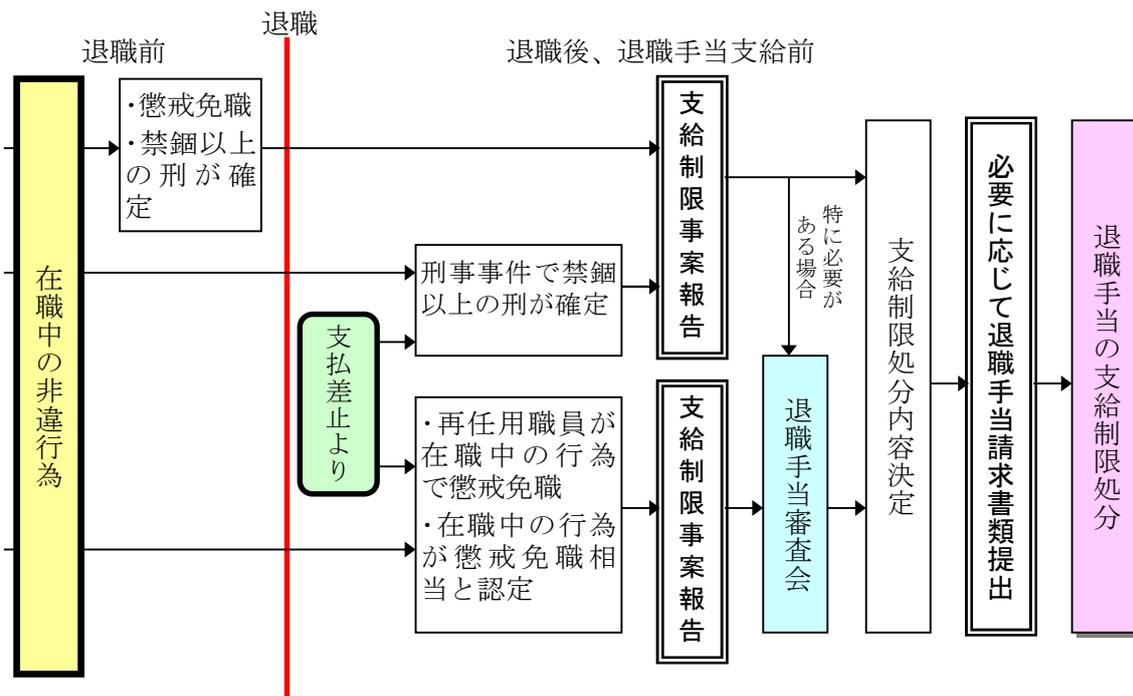
以下に退職手当の支給制限処分の簡単なフローチャートを記載します。条例第 21 条～条例第 25 条の 5 と併せてご覧ください。

なお、二重線枠の部分では、組合市町村から管理者に対して報告書等の提出が必要となります。

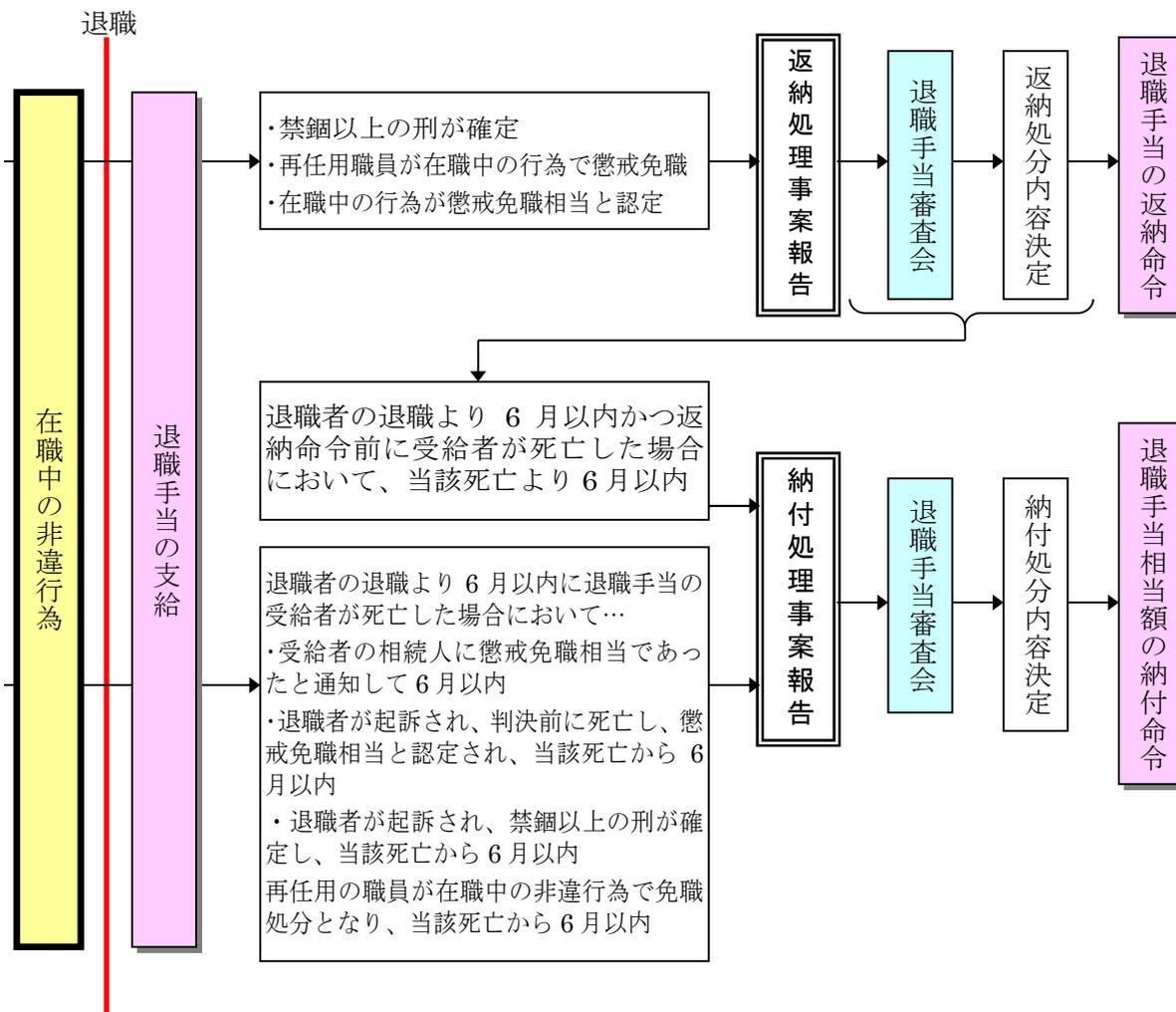
退職手当の支払差止処分



退職手当の支給制限処分



退職手当の返納処分・退職手当相当額の納付処分

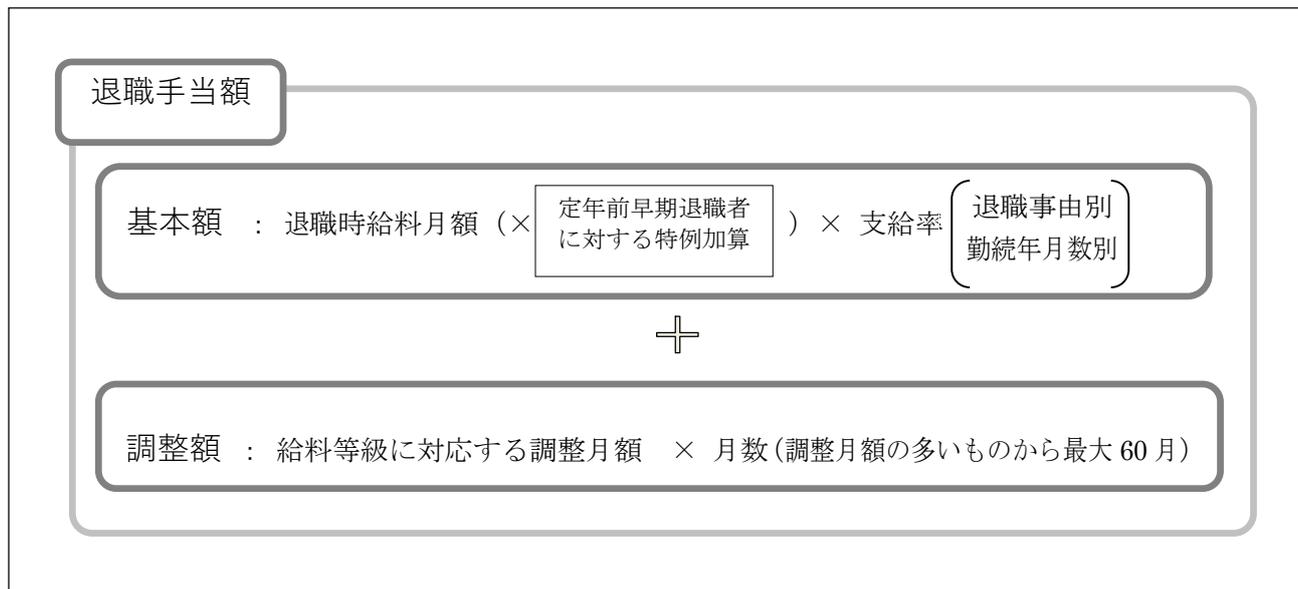


MEMO



退職手当の算定方法について

1 一般職の退職手当の算定方法（会計年度任用職員については P.34 をご覧ください。）



(1) 退職手当の基本額の計算

① 退職時給料月額

退職手当の算定基礎となる給料月額は、退職時の給料月額 （給料表上の額） となります。

② 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例（条例第 7 条加算）

定年引上げ前の定年年齢（以下「旧定年」という。）から 15 年を減じた年齢以上かつ勤続 20 年以上の者が、旧定年に達する日までに応募認定、公務上傷病・死亡、整理退職で退職した場合には、退職時給料月額に旧定年までの残年数 1 年につき 3% を加算します。

・加算率早見表（旧定年が 60 歳場合）

（令和 5 年 4 月 1 日以降）

退職時 年齢	45 歳	46 歳	47 歳	48 歳	49 歳	50 歳	51 歳	52 歳	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳
加算率	45 %	42 %	39 %	36 %	33 %	30 %	27 %	24 %	21 %	18 %	15 %	12 %	9 %	6 %	3 %	0 %

【算定例】

勤続 23 年 年齢 47 歳（旧定年 60 歳）最終給料月額 396,000 円の応募認定退職者の場合

→ 退職時の給料額に 39%（(60-47) × 3%）加算した額（396,000 × 1.39 = 550,440）で退職手当の計算をします。

$$\begin{aligned} \text{退職手当の基本額} &= 550,440 \times 29.608875 \text{（「応募認定退職」勤続 23 年の支給率）} \\ &= 16,297,909 \end{aligned}$$

③ 退職事由

組合市町村の申し出によります。事由によっては添付書類が必要となります。(P.17 参照)
 なお、退職事由別の適用条項は次のとおりです。

退職事由	勤続期間	適用条項
自己都合	～11年未満	第4条第2項第1号
	11年～16年未満	第4条第2項第2号
	16年～20年未満	第4条第2項第3号
	20年～	第4条第1項
60歳到達後自己都合 ^{注1} 定年 応募認定(1) ^{注2} 任期終了 ^{注3}	～11年未満	第4条第1項
	11年～25年未満	第5条第1項
	25年～	第6条第1項
応募認定(2) ^{注4} 整理 公務上死亡 公務上傷病	～4年4月未満	第10条の5
	4年4月～	第6条第1項
公務外死亡 通勤による傷病 定年日以後	～11年未満	第4条第1項
	11年～25年未満	第5条第2項
	25年～	第6条第2項
公務外傷病 会計年度任用職員の任期満了 ^{注5}	全て	第4条第1項

注1 非違によることなく退職した者に限る。

注2 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集に応募し認定された退職

注3 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

注4 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集に応募し認定された退職

注5 勤続1年以下の会計年度任用職員の退職手当は、上記により計算した額の100分の50に相当する額

④ 勤続期間

- ア 就職した日の属する月から退職した日の属する月までの年月数を勤続期間とします。
 イ 通算規定のある他の地方公務員等から引き続いた職員についてはその期間は通算されます。
 ウ 休職、停職等の期間（勤務した日がある月は除く。）がある場合は、次のとおり在職期間から除算します。（端数切上げ）

事由		除算割合
休職、停職 (公務上の傷病等による休職は除く。)		1 / 2
育児休業	当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月まで (H4.4.1以降復職のものに限る。)	1 / 3
	上記以外の期間	1 / 2
育児短時間勤務		1 / 3
職員団体専従休職		全期間
自己啓発休業	公務の能率的な運営に特に資するもの	1 / 2
	上記以外のもの	全期間
高齢者部分休業		1 / 2
配偶者同行休業		全期間

【算定例】

育児休業
 (1歳に達するまで：10か月)
 (上記以外の期間：9か月)
 取得した場合

$10 \div 3 = 3.3$
 $9 \div 2 = 4.5$

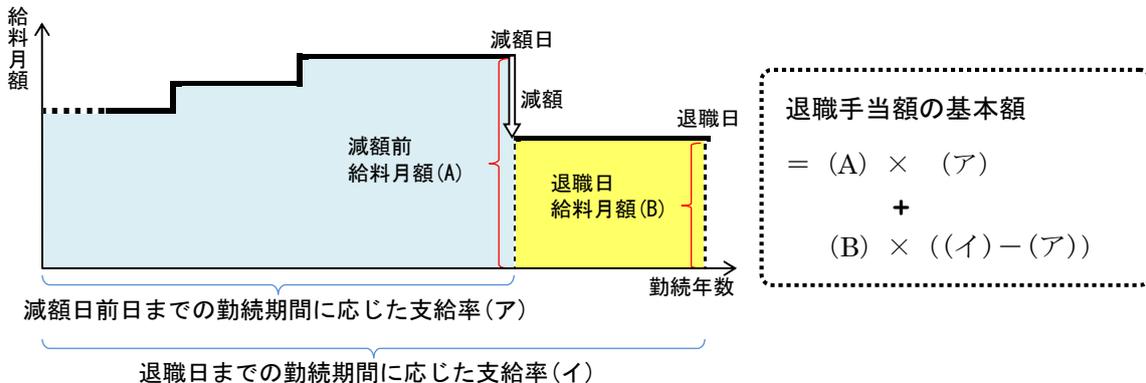
7.8
 ↓ 切上げ
除算月数：8か月

⑤ 支給率

退職事由及び勤続期間に応じて決定されます。（巻末の支給率表を参照してください。）

⑥ 給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例（ピーク時特例）

給料月額の減額改定以外の理由（降格、給料表間異動、定年引上げに伴う給料月額の7割水準措置、役職定年に伴う降格等）によって給料月額が減額された場合で、特定減額前給料月額（減額前の給料月額のうち最も多いもの）が退職日給料月額よりも多いときは、退職手当の基本額の計算について特例措置を適用する。（減額前の期間分と減額後の期間分に分けて算出。）



【算定例】

(減額前給料月額(A)：400,000円 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ア)：43.81695)
 (退職日給料月額(B)：280,000円 退職日までの勤続期間に応じた支給率(イ)：47.709)

(基本額の算式)

$$400,000円 \times 43.81695 + 280,000円 \times (47.709 - 43.81695) = \underline{18,616,554円}$$

(2) 退職手当の調整額の計算

在職期間の各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分～第9号区分）に応じて定める額のうち、その額が高いものから60月分の合計額を退職手当の調整額として、退職手当の基本額に加算します。

① 調整額区分表と調整月額

退職手当の調整額における職員の区分は、国家公務員及び県の教育職のものに準じています。この区分表は、国家公務員の給料表に準ずる全ての団体に適用します。

【調整額区分表】

区 分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号
調整月額	70,400円	65,000円	59,550円	54,150円	43,350円	32,500円	27,100円	21,700円	0円
行政職給料表（一）に相当する職務の職員		9級相当	8級相当	7級相当	6級相当	5級相当	4級相当	3級相当	その他
行政職給料表（二）に相当する職務の職員						5級（総括的業務）相当	5級（左記以外）相当	4級・3級（在級期間120月超）相当	その他
医療職給料表（一）に相当する職務の職員			5級相当	4級相当	3級相当	2級（管理職手当支給率10%以上）相当	2級（左記以外）相当		その他
医療職給料表（二）に相当する職務の職員				8級相当	7級・6級相当	5級（管理職手当支給率12%以上）相当	5級（左記以外）相当	4級・3級相当	その他
医療職給料表（三）に相当する職務の職員				7級相当	6級相当	5級相当	4級相当	3級・2級（在級期間360月超）相当	その他
教育職給料表（幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭等）に相当する職務の職員				4級（管理職手当支給率15%以上）相当	4級（左記以外）相当	3級相当	2級（期末手当等役職段階別加算10%）相当	2級（左記以外）相当	その他

ア 月の中途の異動により1月の間に複数の区分に属していた場合は、調整月額の多い方が適用されます。

イ 行政職給料表（二）に相当する職務の職員の「3級（在級期間が120月を超える者）」とは「3級の在級期間が120月を超えている者について、超えている部分については第8号区分適用」という意味です。医療職給料表（三）に相当する職務の職員の「2級（在級期間が360月を超える者）」についても同様の扱いとなります。

【調整額の計算例】

〔 R2.4.1～R5.3.31（36月）：行政職給料表（一）5級（第6号区分）
R5.4.1～R7.3.31（24月）：行政職給料表（一）6級（第5号区分） 〕 の場合

$$\rightarrow 32,500円 \times 36月 + 43,350円 \times 24月 = \underline{2,210,400円}$$

② 調整額の支給制限

勤続 25 年未満の退職者は、勤続期間及び退職事由によって調整額が一部制限されます。

退職事由	勤続期間	制限割合
自己都合以外	5年未満	調整額区分表により計算した調整額の1/2
自己都合	10年以上25年未満	調整額区分表により計算した調整額の1/2
	10年未満	「0円」

2 会計年度任用職員の退職手当の取扱い

(1) 給料月額

給料表の適用のない職員は退職前 12 ヶ月の給料月額（日額の場合は 21 日分を月額とする）の平均額で算定します。

(2) 支給率

一般職常勤職員と同じ支給率ですが、勤続 1 年以下の者の退職手当額については、常勤職員の例により計算した退職手当の額の 100 分の 50 に相当する額となります。（条例附則第 18 項）

(3) 退職日

実際の退職日、又は月 18 日（常勤職員の実勤務日数が 20 日に満たない月は、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。以下同じ）以上勤務しないことが客観的に明らかになった日（月 18 日に満たないことが確定した日）となります。

※ 18 日に満たない月は 勤続期間に算入しません。

※ 「常勤職員の実勤務日数が 20 日に満たない月は、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数」とは？（令和 4 年 10 月 1 日以後の期間について適用）

（例）常勤職員の実勤務日数（閉庁日を除く日数）が 19 日の月の場合（令和 6 年 1 月）

18 日 - (20 日 - 19 日) = 17 日 当該月は 17 日勤務で要件を満たすこととなる。

18日に含まれる日	18日に含まれない日
通常勤務日	土曜日（週休日）
休職期間	日曜日（週休日）
停職期間	祝日（休日）
育児休業期間	12月29日から1月3日まで（休日）
育児短時間勤務日	
休暇	

3 特別職の退職手当の算定方法

特別職の退職手当は以下の計算式で求めます。

$$\text{退職手当} = \text{給料月額} \times \text{支給率}$$

(1) 給料月額

給料月額は、退職前1年間の給料総額の12分の1に相当する額とします。(条例等により給料月額が減額されている場合は、減額後の額で計算します。)

(2) 勤続期間

勤続1年未満の期間については、月単位により算定する。(勤続1月以上から支給。)

(3) 支給率

巻末の支給率表(P.51)をご覧ください。

4 特別負担金

特別負担金が発生する退職手当及び特別負担金額は次のとおりです。

特別負担金が発生する退職手当	特別負担金
(1) 整理退職	仮に自己都合退職したとして計算した退職手当の額との差額に相当する金額
(2) 公務上死亡・傷病退職	
(3) 応募認定退職(職制の改廃等に係るもの)	
(4) 定年前早期退職者の特例(給料額3%加算(条例第7条加算))があったとき	条例第7条の規定の適用がなかったとし計算して得られた額との差額
(5) 当組合の構成団体以外の団体に在籍していた期間を通算するとき	当組合の構成団体での在籍期間で計算した退職手当に相当する額との差額
(6) 岡山県職員及び国家公務員が退職手当を支給されずに組合構成団体の特別職となった場合で、県や国に復帰することなく退職し、当組合が退職手当を支給するとき	退職手当の支給額に相当する額
(7) 特定法人役職員としての在職期間を通算して退職手当を支給するとき	特定法人役職員としての在職期間を除算した勤続期間に係る退職手当との差額に相当する金額
(8) 退職手当の調整額(条例第10条の4)の支給を受けたとき	支給される退職手当の調整額に相当する額

※ 特別負担金の納付手続については P.38 参照

負担金の送金手続等について

1 一般負担金を送金する場合

- (1) 負担金算出の給料月額について、次のことに注意してください。
- ① 一般負担金の算定基礎となる給料月額は、差額を含む現に支払を受ける給料月額で算定します。
 - ② 休職・停職した者等で一時的に減給された場合は、本来給せられる額とします。
 - ③ 月々の一般負担金は、毎月末現在の給料総額を基に算出します。したがって、月の途中で給料の異動があった場合は、月の末日の給料額で算定します。
 - ④ 月の途中で就職した場合は、負担金を納付してください。
 - ⑤ 月の途中で職員が退職した場合、その月の負担金は不要です。
 - ⑥ 月の途中で他の組合市町村から転入した場合は、転入後の組合市町村でその者に係る負担金を納付してください。
 - ⑦ 月の途中で職員が退職し、その月内に特別職等となった者については、その月の負担金は後職分のみを納付してください。
 - ⑧ 給料を日額で支給されている者は、21日分を給料月額とします。
 - ⑨ 負担金の計算は、円未満切り捨てとします。
 - ※ 振込用紙の書き方は、次ページを参考にしてください。
 - ※ その月分は、当月末日までに納付してください。
- (2) 就職年月日の異動等で過去に遡って一般負担金を納める際には、その当時の負担金率で負担金の計算をお願いいたします。

一般職の一般負担金率の推移

改定年月	負担金率	改定年月	負担金率
昭和 34 年 4 月～	33/1,000	平成 16 年 4 月～	178/1,000
昭和 36 年 4 月～	48/1,000	平成 22 年 4 月～	193/1,000
昭和 37 年 12 月～	68/1,000	平成 23 年 4 月～	208/1,000
昭和 45 年 4 月～	78/1,000	平成 25 年 4 月～	198/1,000
昭和 46 年 10 月～	108/1,000	平成 26 年 4 月～	188/1,000
昭和 49 年 4 月～	118/1,000	平成 27 年 4 月～	178/1,000
平成 11 年 4 月～	128/1,000	平成 28 年 4 月～	168/1,000
平成 12 年 4 月～	138/1,000	平成 29 年 4 月～	148/1,000
平成 13 年 4 月～	148/1,000	平成 30 年 4 月～	138/1,000
平成 14 年 4 月～	158/1,000	令和 5 年 4 月～	88/1,000
平成 15 年 4 月～	168/1,000	令和 14 年 4 月～(予定)	138/1,000

※上記期間の事務費負担金率は、全て 2/1,000 です。

振込金受取書

ご依頼日	令和6年7月15日										
振込先	中国銀行大元支店										
お受取人	岡山県市町村総合事務組合										
	口座名義	口座番号	照合印	金 額							
	総合事務負担金 ①+②+③	普通 No. 1534481		¥	4	4	3	1	2	6	8
	退職準備積立金④	普通 No. 1534503		¥	4	2	7	0	3	0	
	貸付償還金⑤	普通 No. 1336035									
	合 計			¥	4	8	5	8	2	9	8
ご依頼人	(フリガナ) ○○チョウ (おなまえ) ○○町										
	(おところ) (電話) ○○○-○○○-○○○○ ○○郡△△町△○番地										
負 担 金 等 明 細 書											
退職手当	一般職	人員	130人	給料月額(A)	39,724,200 円						
福利厚生	一般職	人員	人	給料月額(B)	円						
	特別職	人員	4人	給料月額(C)	2,800,000 円						
① 退手負担金 (一般職・特別職等)	(A)×88/1,000	3,495,729 円	④ 退職準備 積立金	((A) + (C)) ×10/1,000	425,242 円						
	(C)×298/1,000	834,400 円									
	((A)+(C))×2/1,000	85,048 円	⑤ 貸付	償還元金							
	特別負担金			償還利子							
	計	4,415,177 円		計							
② 非公災	一般負担金		前月迄の 過不足額	退手	(一般)	16,091 円					
	特別負担金			福利	(準備)	1,788 円					
③ 福利厚生	負担金 組合員数×6,000		備考(過不足の 理由、負担金種 別及び全額償還 等について)	中途採用者1名○月分 給料178,800 円 給付費 178,800×88/1,000=15,734 円 事務費 178,800×2/1,000=357 円 準備積立金 178,800×10/1,000=1,788 円							
	拠出金 (B)+(C)×10/1,000										
	計										

2 特別負担金を送金する場合

(1) 納付期限

退職手当の支給を受けた日から3ヵ月を経過した日の属する月の末日までに納付してください。

(例) 8月5日退職手当支給に係る特別負担金 11月30日が期限

ただし、退職手当を3月に支給した場合及び3月31日までに退職した者で4月以降退職手当を支給した場合は、5月末までに納付してください。

(2) 分割納付

特別負担金を一括納付できない場合は、当該年度を含め3ヵ年で分割納付することができますので、特別負担金分割納付申請書(様式第75号)を提出して承認を受けてください。この場合の利息は年利0.1%です。

(例) 退職手当支給日	8月5日
特別負担金納付期限(1ヵ年目納付期限)	11月30日
2ヵ年目納付期限	翌年11月30日
3ヵ年目納付期限	翌々年11月30日

3 準備積立金を送金する場合

準備積立金は、特別負担金の納付に充てるための負担金です。

(1) 負担金率について

毎月全職員(特別職等の職員を含む。)の給料月額10/1,000です。

(2) 振込日について

その月分を当月末日までに振込んでください。

(3) 準備積立金の取り崩しについて

この積立金を取り崩して特別負担金の納付に充てようとするときは、準備積立金処分申請書(様式第76号)を提出してください。

(4) 積立の中止又は再開等について

積立の中止又は再開等については、当組合に御連絡ください。

(5) 臨時積立について

月々の積立とは別に臨時に積み立てる場合は、振込用紙により退職準備積立金の口座に送金してください。

準備積立金処分申請書

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合規則第 2 号）第 113 条第 2 項の規定により、下記のとおり準備積立金を処分し、特別負担金として納入したいので申請いたします。

記

処分申請金額 5,670,000 円

令和 6 年 5 月 10 日

〇〇市長 岡山 太郎

岡山県市町村総合事務組合管理者 様

付 録

- 退職手当試算依頼書
- 退職手当支給率表
 - ・ 一般職支給率表
 - ・ 特別職等支給率表

退職手当試算依頼書

岡山県市町村総合事務組合 御中

組合市町村名 _____

団体担当者 _____

以下の者の、退職手当の試算をお願いします。

① 共済番号	
② 氏名	
③ 生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成
④ 就職年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
⑤ 退職年月日	令和 年 月 日
⑥ 退職事由	<input type="checkbox"/> 自己都合 <input type="checkbox"/> 定年 <input type="checkbox"/> 応募認定 <input type="checkbox"/> 任期満了 <input type="checkbox"/> 公務外傷病 <input type="checkbox"/> 公務外死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦ 退職時の給料月額 ※ 7割措置適用者は⑧も記載してください。	表 級 号給 円
⑧ 7割措置前の給料月額	表 級 号給 円 (減額日 : 令和 年 月 日)
⑨ 休職・育児休業・停職期間 ※ H4年4月1日以降復職の育児休業は、該当子の生年月日も併記してください。	<input type="checkbox"/> 休 <input type="checkbox"/> 育 <input type="checkbox"/> 停 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日生)
	<input type="checkbox"/> 休 <input type="checkbox"/> 育 <input type="checkbox"/> 停 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日生)
	<input type="checkbox"/> 休 <input type="checkbox"/> 育 <input type="checkbox"/> 停 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日生)
	<input type="checkbox"/> 休 <input type="checkbox"/> 育 <input type="checkbox"/> 停 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日生)
⑩ 備考	

F A X : 0 8 6 - 2 4 5 - 4 8 7 7

勤続年数・退職事由別支給率一覧表

令和2年4月1日以降

勤続年数		自己都合 会計年度自己都合 (会計年度)		公務外傷病 会計年度任期満了 (会計年度)		定年・60歳・任期終了・応募認定(※1)・公務外死亡・通勤傷病・定年日以後退職 (公務外死亡)		応募認定(※2)・整理・公務上傷病・公務上死亡	
年	月								
	0			0.837			0.837		2.7
	1			0.837			0.837		2.7
	2			0.837			0.837		2.7
	3			0.837			0.837		2.7
	4			0.837			0.837		2.7
	5			0.837			0.837		2.7
	6	0.5022	0.2511	0.837	0.4185		0.837		2.7
	7	0.5022	0.2511	0.837	0.4185		0.837		2.7
	8	0.5022	0.2511	0.837	0.4185		0.837		2.7
	9	0.5022	0.2511	0.837	0.4185		0.837		2.7
	10	0.5022	0.2511	0.837	0.4185		0.837		2.7
	11	0.5022	0.2511	0.837	0.4185		0.837		2.7
1	0	0.5022	0.2511	0.837	0.4185		0.837		3.6
	1		0.54405		0.90675		0.90675		3.6
	2		0.5859		0.9765		0.9765		3.6
	3		0.62775		1.04625		1.04625		3.6
	4		0.6696		1.116		1.116		3.6
	5		0.71145		1.18575		1.18575		3.6
	6		0.7533		1.2555		1.2555		3.6
	7		0.79515		1.32525		1.32525		3.6
	8		0.837		1.395		1.395		3.6
	9		0.87885		1.46475		1.46475		3.6
	10		0.9207		1.5345		1.5345		3.6
	11		0.96255		1.60425		1.60425		3.6
2	0		1.0044		1.674		1.674		4.5
	1		1.04625		1.74375		1.74375		4.5
	2		1.0881		1.8135		1.8135		4.5
	3		1.12995		1.88325		1.88325		4.5
	4		1.1718		1.953		1.953		4.5
	5		1.21365		2.02275		2.02275		4.5
	6		1.2555		2.0925		2.0925		4.5
	7		1.29735		2.16225		2.16225		4.5
	8		1.3392		2.232		2.232		4.5
	9		1.38105		2.30175		2.30175		4.5
	10		1.4229		2.3715		2.3715		4.5
	11		1.46475		2.44125		2.44125		4.5
3	0		1.5066		2.511		2.511		5.4
	1		1.54845		2.58075		2.58075		5.4
	2		1.5903		2.6505		2.6505		5.4
	3		1.63215		2.72025		2.72025		5.4
	4		1.674		2.79		2.79		5.4
	5		1.71585		2.85975		2.85975		5.4
	6		1.7577		2.9295		2.9295		5.4
	7		1.79955		2.99925		2.99925		5.4
	8		1.8414		3.069		3.069		5.4
	9		1.88325		3.13875		3.13875		5.4
	10		1.9251		3.2085		3.2085		5.4
	11		1.96695		3.27825		3.27825		5.4
4	0		2.0088		3.348		3.348		5.4
	1		2.05065		3.41775		3.41775		5.4
	2		2.0925		3.4875		3.4875		5.4
	3		2.13435		3.55725		3.55725		5.4
	4		2.1762		3.627		3.627		5.4405
	5		2.21805		3.69675		3.69675		5.545125
	6		2.2599		3.7665		3.7665		5.64975
	7		2.30175		3.83625		3.83625		5.754375
	8		2.3436		3.906		3.906		5.859
	9		2.38545		3.97575		3.97575		5.963625
	10		2.4273		4.0455		4.0455		6.06825
	11		2.46915		4.11525		4.11525		6.172875
5	0		2.511		4.185		4.185		6.2775
	1		2.55285		4.25475		4.25475		6.382125
	2		2.5947		4.3245		4.3245		6.48675
	3		2.63655		4.39425		4.39425		6.591375
	4		2.6784		4.464		4.464		6.696
	5		2.72025		4.53375		4.53375		6.800625
	6		2.7621		4.6035		4.6035		6.90525
	7		2.80395		4.67325		4.67325		7.009875
	8		2.8458		4.743		4.743		7.1145
	9		2.88765		4.81275		4.81275		7.219125
	10		2.9295		4.8825		4.8825		7.32375
	11		2.97135		4.95225		4.95225		7.428375
6	0		3.0132		5.022		5.022		7.533
	1		3.05505		5.09175		5.09175		7.637625
	2		3.0969		5.1615		5.1615		7.74225
	3		3.13875		5.23125		5.23125		7.846875
	4		3.1806		5.301		5.301		7.9515
	5		3.22245		5.37075		5.37075		8.056125
	6		3.2643		5.4405		5.4405		8.16075
	7		3.30615		5.51025		5.51025		8.265375
	8		3.348		5.58		5.58		8.37
	9		3.38985		5.64975		5.64975		8.474625
	10		3.4317		5.7195		5.7195		8.57925
	11		3.47355		5.78925		5.78925		8.683875

※1 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集に応募し認定された退職

※2 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集に応募し認定された退職

令和2年4月1日以降

勤続年数		自己都合 会計年度自己都合	公務外傷病 会計年度任期満了	定年・60歳到達・任期終了・ 応募認定(※1)・公務外死亡・ 通勤傷病・定年日以後退職	応募認定(※2)・整理・ 公務上傷病・公務上死亡
年	月				
7	0	3.5154	5.859	5.859	8.7885
	1	3.55725	5.92875	5.92875	8.893125
	2	3.5991	5.9985	5.9985	8.99775
	3	3.64095	6.06825	6.06825	9.102375
	4	3.6828	6.138	6.138	9.207
	5	3.72465	6.20775	6.20775	9.311625
	6	3.7665	6.2775	6.2775	9.41625
	7	3.80835	6.34725	6.34725	9.520875
	8	3.8502	6.417	6.417	9.6255
	9	3.89205	6.48675	6.48675	9.730125
	10	3.9339	6.5565	6.5565	9.83475
11	3.97575	6.62625	6.62625	9.939375	
8	0	4.0176	6.696	6.696	10.044
	1	4.05945	6.76575	6.76575	10.148625
	2	4.1013	6.8355	6.8355	10.25325
	3	4.14315	6.90525	6.90525	10.357875
	4	4.185	6.975	6.975	10.4625
	5	4.22685	7.04475	7.04475	10.567125
	6	4.2687	7.1145	7.1145	10.67175
	7	4.31055	7.18425	7.18425	10.776375
	8	4.3524	7.254	7.254	10.881
	9	4.39425	7.32375	7.32375	10.985625
	10	4.4361	7.3935	7.3935	11.09025
11	4.47795	7.46325	7.46325	11.194875	
9	0	4.5198	7.533	7.533	11.2995
	1	4.56165	7.60275	7.60275	11.404125
	2	4.6035	7.6725	7.6725	11.50875
	3	4.64535	7.74225	7.74225	11.613375
	4	4.6872	7.812	7.812	11.718
	5	4.72905	7.88175	7.88175	11.822625
	6	4.7709	7.9515	7.9515	11.92725
	7	4.81275	8.02125	8.02125	12.031875
	8	4.8546	8.091	8.091	12.1365
	9	4.89645	8.16075	8.16075	12.241125
	10	4.9383	8.2305	8.2305	12.34575
11	4.98015	8.30025	8.30025	12.450375	
10	0	5.022	8.37	8.37	12.555
	1	5.06385	8.43975	8.43975	12.659625
	2	5.1057	8.5095	8.5095	12.76425
	3	5.14755	8.57925	8.57925	12.868875
	4	5.1894	8.649	8.649	12.9735
	5	5.23125	8.71875	8.71875	13.078125
	6	5.2731	8.7885	8.7885	13.18275
	7	5.31495	8.85825	8.85825	13.287375
	8	5.3568	8.928	8.928	13.392
	9	5.39865	8.99775	8.99775	13.496625
	10	5.4405	9.0675	9.0675	13.60125
11	5.48235	9.13725	9.13725	13.705875	
11	0	7.43256	9.2907	11.613375	13.93605
	1	7.49394	9.367425	11.70928125	14.0511375
	2	7.55532	9.44415	11.8051875	14.166225
	3	7.6167	9.520875	11.90109375	14.2813125
	4	7.67808	9.5976	11.997	14.3964
	5	7.73946	9.674325	12.09290625	14.5114875
	6	7.80084	9.75105	12.1888125	14.626575
	7	7.86222	9.827775	12.28471875	14.7416625
	8	7.9236	9.9045	12.380625	14.85675
	9	7.98498	9.981225	12.47653125	14.9718375
	10	8.04636	10.05795	12.5724375	15.086925
11	8.10774	10.134675	12.66834375	15.2020125	
12	0	8.16912	10.2114	12.76425	15.3171
	1	8.2305	10.288125	12.86015625	15.4321875
	2	8.29188	10.36485	12.9560625	15.547275
	3	8.35326	10.441575	13.05196875	15.6623625
	4	8.41464	10.5183	13.147875	15.77745
	5	8.47602	10.595025	13.24378125	15.8925375
	6	8.5374	10.67175	13.3396875	16.007625
	7	8.59878	10.748475	13.43559375	16.1227125
	8	8.66016	10.8252	13.5315	16.2378
	9	8.72154	10.901925	13.62740625	16.3528875
	10	8.78292	10.97865	13.7233125	16.467975
11	8.8443	11.055375	13.81921875	16.5830625	
13	0	8.90568	11.1321	13.915125	16.69815
	1	8.96706	11.208825	14.01103125	16.8132375
	2	9.02844	11.28555	14.1069375	16.928325
	3	9.08982	11.362275	14.20284375	17.0434125
	4	9.1512	11.439	14.29875	17.1585
	5	9.21258	11.515725	14.39465625	17.2735875
	6	9.27396	11.59245	14.4905625	17.388675
	7	9.33534	11.669175	14.58646875	17.5037625
	8	9.39672	11.7459	14.682375	17.61885
	9	9.4581	11.822625	14.77828125	17.7339375
	10	9.51948	11.89935	14.8741875	17.849025
11	9.58086	11.976075	14.97009375	17.9641125	

※1 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集に応募し認定された退職

※2 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集に応募し認定された退職

令和2年4月1日以降

勤続年数		自己都合 会計年度自己都合	公務外傷病 会計年度任期満了	定年・60歳到達・任期終了・ 応募認定(※1)・公務外死亡・ 通勤傷病・定年日以後退職	応募認定(※2)・整理・ 公務上傷病・公務上死亡
年	月				
14	0	9.64224	12.0528	15.066	18.0792
	1	9.70362	12.129525	15.16190625	18.1942875
	2	9.765	12.20625	15.2578125	18.309375
	3	9.82638	12.282975	15.35371875	18.4244625
	4	9.88776	12.3597	15.449625	18.5395
	5	9.94914	12.436425	15.54553125	18.6546375
	6	10.01052	12.51315	15.6414375	18.769725
	7	10.0719	12.589875	15.73734375	18.8848125
	8	10.13328	12.6666	15.83325	18.9999
	9	10.19466	12.743325	15.92915625	19.1149875
	10	10.25604	12.82005	16.0250625	19.230075
	11	10.31742	12.896775	16.12096875	19.3451625
15	0	10.3788	12.9735	16.216875	19.46025
	1	10.44018	13.050225	16.31278125	19.5753375
	2	10.50156	13.12695	16.4086875	19.690425
	3	10.56294	13.203675	16.50459375	19.8055125
	4	10.62432	13.2804	16.6005	19.9206
	5	10.6857	13.357125	16.69640625	20.0356875
	6	10.74708	13.43385	16.7923125	20.150775
	7	10.80846	13.510575	16.88821875	20.2658625
	8	10.86984	13.5873	16.984125	20.38095
	9	10.93122	13.664025	17.08003125	20.4960375
	10	10.9926	13.74075	17.1759375	20.611125
	11	11.05398	13.817475	17.27184375	20.7262125
16	0	12.88143	14.3127	17.890875	20.8413
	1	12.98187	14.4243	18.030375	20.9563875
	2	13.08231	14.5359	18.169875	21.071475
	3	13.18275	14.6475	18.309375	21.1865625
	4	13.28319	14.7591	18.448875	21.30165
	5	13.38363	14.8707	18.588375	21.4167375
	6	13.48407	14.9823	18.727875	21.531825
	7	13.58451	15.0939	18.867375	21.6469125
	8	13.68495	15.2055	19.006875	21.762
	9	13.78539	15.3171	19.146375	21.8770875
	10	13.88583	15.4287	19.285875	21.992175
	11	13.98627	15.5403	19.425375	22.1072625
17	0	14.08671	15.6519	19.564875	22.22235
	1	14.18715	15.7635	19.704375	22.3374375
	2	14.28759	15.8751	19.843875	22.452525
	3	14.38803	15.9867	19.983375	22.5676125
	4	14.48847	16.0983	20.122875	22.6827
	5	14.58891	16.2099	20.262375	22.7977875
	6	14.68935	16.3215	20.401875	22.912875
	7	14.78979	16.4331	20.541375	23.0279625
	8	14.89023	16.5447	20.680875	23.14305
	9	14.99067	16.6563	20.820375	23.2581375
	10	15.09111	16.7679	20.959875	23.373225
	11	15.19155	16.8795	21.099375	23.4883125
18	0	15.29199	16.9911	21.238875	23.6034
	1	15.39243	17.1027	21.378375	23.7184875
	2	15.49287	17.2143	21.517875	23.833575
	3	15.59331	17.3259	21.657375	23.9486625
	4	15.69375	17.4375	21.796875	24.06375
	5	15.79419	17.5491	21.936375	24.1788375
	6	15.89463	17.6607	22.075875	24.293925
	7	15.99507	17.7723	22.215375	24.4090125
	8	16.09551	17.8839	22.354875	24.5241
	9	16.19595	17.9955	22.494375	24.6391875
	10	16.29639	18.1071	22.633875	24.754275
	11	16.39683	18.2187	22.773375	24.8693625
19	0	16.49727	18.3303	22.912875	24.98445
	1	16.59771	18.4419	23.052375	25.0995375
	2	16.69815	18.5535	23.191875	25.214625
	3	16.79859	18.6651	23.331375	25.3297125
	4	16.89903	18.7767	23.470875	25.4448
	5	16.99947	18.8883	23.610375	25.5598875
	6	17.09991	18.9999	23.749875	25.674975
	7	17.20035	19.1115	23.889375	25.7900625
	8	17.30079	19.2231	24.028875	25.90515
	9	17.40123	19.3347	24.168375	26.0202375
	10	17.50167	19.4463	24.307875	26.135325
	11	17.60211	19.5579	24.447375	26.2504125
20	0	19.6695	19.6695	24.586875	26.3655
	1	19.7811	19.7811	24.726375	26.4805875
	2	19.8927	19.8927	24.865875	26.595675
	3	20.0043	20.0043	25.005375	26.7107625
	4	20.1159	20.1159	25.144875	26.82585
	5	20.2275	20.2275	25.284375	26.9409375
	6	20.3391	20.3391	25.423875	27.056025
	7	20.4507	20.4507	25.563375	27.1711125
	8	20.5623	20.5623	25.702875	27.2862
	9	20.6739	20.6739	25.842375	27.4012875
	10	20.7855	20.7855	25.981875	27.516375
	11	20.8971	20.8971	26.121375	27.6314625

※1 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集に応募し認定された退職

※2 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集に応募し認定された退職

令和2年4月1日以降

勤続年数		自己都合 会計年度自己都合	公務外傷病 会計年度任期満了	定年・60歳到達・任期終了・ 応募認定(※1)・公務外死亡・ 通勤傷病・定年日以後退職	応募認定(※2)・整理・ 公務上傷病・公務上死亡
年	月				
21	0	21.3435	21.3435	26.260875	27.74655
	1	21.483	21.483	26.400375	27.8616375
	2	21.6225	21.6225	26.539875	27.976725
	3	21.762	21.762	26.679375	28.0918125
	4	21.9015	21.9015	26.818875	28.2069
	5	22.041	22.041	26.958375	28.3219875
	6	22.1805	22.1805	27.097875	28.437075
	7	22.32	22.32	27.237375	28.5521625
	8	22.4595	22.4595	27.376875	28.66725
	9	22.599	22.599	27.516375	28.7823375
	10	22.7385	22.7385	27.655875	28.897425
	11	22.878	22.878	27.795375	29.0125125
22	0	23.0175	23.0175	27.934875	29.1276
	1	23.157	23.157	28.074375	29.2426875
	2	23.2965	23.2965	28.213875	29.357775
	3	23.436	23.436	28.353375	29.4728625
	4	23.5755	23.5755	28.492875	29.58795
	5	23.715	23.715	28.632375	29.7030375
	6	23.8545	23.8545	28.771875	29.818125
	7	23.994	23.994	28.911375	29.9332125
	8	24.1335	24.1335	29.050875	30.0483
	9	24.273	24.273	29.190375	30.1633875
	10	24.4125	24.4125	29.329875	30.278475
	11	24.552	24.552	29.469375	30.3935625
23	0	24.6915	24.6915	29.608875	30.50865
	1	24.831	24.831	29.748375	30.6237375
	2	24.9705	24.9705	29.887875	30.738825
	3	25.11	25.11	30.027375	30.8539125
	4	25.2495	25.2495	30.166875	30.969
	5	25.389	25.389	30.306375	31.0840875
	6	25.5285	25.5285	30.445875	31.199175
	7	25.668	25.668	30.585375	31.3142625
	8	25.8075	25.8075	30.724875	31.42935
	9	25.947	25.947	30.864375	31.5444375
	10	26.0865	26.0865	31.003875	31.659525
	11	26.226	26.226	31.143375	31.7746125
24	0	26.3655	26.3655	31.282875	31.8897
	1	26.505	26.505	31.422375	32.0047875
	2	26.6445	26.6445	31.561875	32.119875
	3	26.784	26.784	31.701375	32.2349625
	4	26.9235	26.9235	31.840875	32.35005
	5	27.063	27.063	31.980375	32.4651375
	6	27.2025	27.2025	32.119875	32.580225
	7	27.342	27.342	32.259375	32.6953125
	8	27.4815	27.4815	32.398875	32.8104
	9	27.621	27.621	32.538375	32.9254875
	10	27.7605	27.7605	32.677875	33.040575
	11	27.9	27.9	32.817375	33.1556625
25	0	28.0395	28.0395	33.27075	33.27075
	1	28.1511	28.1511	33.3858375	33.3858375
	2	28.2627	28.2627	33.500925	33.500925
	3	28.3743	28.3743	33.6160125	33.6160125
	4	28.4859	28.4859	33.7311	33.7311
	5	28.5975	28.5975	33.8461875	33.8461875
	6	28.7091	28.7091	33.961275	33.961275
	7	28.8207	28.8207	34.0763625	34.0763625
	8	28.9323	28.9323	34.19145	34.19145
	9	29.0439	29.0439	34.3065375	34.3065375
	10	29.1555	29.1555	34.421625	34.421625
	11	29.2671	29.2671	34.5367125	34.5367125
26	0	29.3787	29.3787	34.77735	34.77735
	1	29.4903	29.4903	34.9029	34.9029
	2	29.6019	29.6019	35.02845	35.02845
	3	29.7135	29.7135	35.154	35.154
	4	29.8251	29.8251	35.27955	35.27955
	5	29.9367	29.9367	35.4051	35.4051
	6	30.0483	30.0483	35.53065	35.53065
	7	30.1599	30.1599	35.6562	35.6562
	8	30.2715	30.2715	35.78175	35.78175
	9	30.3831	30.3831	35.9073	35.9073
	10	30.4947	30.4947	36.03285	36.03285
	11	30.6063	30.6063	36.1584	36.1584
27	0	30.7179	30.7179	36.28395	36.28395
	1	30.8295	30.8295	36.4095	36.4095
	2	30.9411	30.9411	36.53505	36.53505
	3	31.0527	31.0527	36.6606	36.6606
	4	31.1643	31.1643	36.78615	36.78615
	5	31.2759	31.2759	36.9117	36.9117
	6	31.3875	31.3875	37.03725	37.03725
	7	31.4991	31.4991	37.1628	37.1628
	8	31.6107	31.6107	37.28835	37.28835
	9	31.7223	31.7223	37.4139	37.4139
	10	31.8339	31.8339	37.53945	37.53945
	11	31.9455	31.9455	37.665	37.665

※1 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集に応募し認定された退職

※2 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集に応募し認定された退職

令和2年4月1日以降

勤続年数		自己都合 会計年度自己都合	公務外傷病 会計年度任期満了	定年・60歳到達・任期終了・ 応募認定(※1)・公務外死亡・ 通勤傷病・定年日以後退職	応募認定(※2)・整理・ 公務上傷病・公務上死亡
年	月				
28	0	32.0571	32.0571	37.79055	37.79055
	1	32.1687	32.1687	37.9161	37.9161
	2	32.2803	32.2803	38.04165	38.04165
	3	32.3919	32.3919	38.1672	38.1672
	4	32.5035	32.5035	38.29275	38.29275
	5	32.6151	32.6151	38.4183	38.4183
	6	32.7267	32.7267	38.54385	38.54385
	7	32.8383	32.8383	38.6694	38.6694
	8	32.9499	32.9499	38.79495	38.79495
	9	33.0615	33.0615	38.9205	38.9205
	10	33.1731	33.1731	39.04605	39.04605
11	33.2847	33.2847	39.1716	39.1716	
29	0	33.3963	33.3963	39.29715	39.29715
	1	33.5079	33.5079	39.4227	39.4227
	2	33.6195	33.6195	39.54825	39.54825
	3	33.7311	33.7311	39.6738	39.6738
	4	33.8427	33.8427	39.79935	39.79935
	5	33.9543	33.9543	39.9249	39.9249
	6	34.0659	34.0659	40.05045	40.05045
	7	34.1775	34.1775	40.176	40.176
	8	34.2891	34.2891	40.30155	40.30155
	9	34.4007	34.4007	40.4271	40.4271
	10	34.5123	34.5123	40.55265	40.55265
11	34.6239	34.6239	40.6782	40.6782	
30	0	34.7355	34.7355	40.80375	40.80375
	1	34.8471	34.8471	40.9293	40.9293
	2	34.9587	34.9587	41.05485	41.05485
	3	35.0703	35.0703	41.1804	41.1804
	4	35.1819	35.1819	41.30595	41.30595
	5	35.2935	35.2935	41.4315	41.4315
	6	35.4051	35.4051	41.55705	41.55705
	7	35.5167	35.5167	41.6826	41.6826
	8	35.6283	35.6283	41.80815	41.80815
	9	35.7399	35.7399	41.9337	41.9337
	10	35.8515	35.8515	42.05925	42.05925
11	35.9631	35.9631	42.1848	42.1848	
31	0	35.7399	35.7399	42.31035	42.31035
	1	35.8236	35.8236	42.4359	42.4359
	2	35.9073	35.9073	42.56145	42.56145
	3	35.991	35.991	42.687	42.687
	4	36.0747	36.0747	42.81255	42.81255
	5	36.1584	36.1584	42.9381	42.9381
	6	36.2421	36.2421	43.06365	43.06365
	7	36.3258	36.3258	43.1892	43.1892
	8	36.4095	36.4095	43.31475	43.31475
	9	36.4932	36.4932	43.4403	43.4403
	10	36.5769	36.5769	43.56585	43.56585
11	36.6606	36.6606	43.6914	43.6914	
32	0	36.7443	36.7443	43.81695	43.81695
	1	36.828	36.828	43.9425	43.9425
	2	36.9117	36.9117	44.06805	44.06805
	3	36.9954	36.9954	44.1936	44.1936
	4	37.0791	37.0791	44.31915	44.31915
	5	37.1628	37.1628	44.4447	44.4447
	6	37.2465	37.2465	44.57025	44.57025
	7	37.3302	37.3302	44.6958	44.6958
	8	37.4139	37.4139	44.82135	44.82135
	9	37.4976	37.4976	44.9469	44.9469
	10	37.5813	37.5813	45.07245	45.07245
11	37.665	37.665	45.198	45.198	
33	0	37.7487	37.7487	45.32355	45.32355
	1	37.8324	37.8324	45.4491	45.4491
	2	37.9161	37.9161	45.57465	45.57465
	3	37.9998	37.9998	45.7002	45.7002
	4	38.0835	38.0835	45.82575	45.82575
	5	38.1672	38.1672	45.9513	45.9513
	6	38.2509	38.2509	46.07685	46.07685
	7	38.3346	38.3346	46.2024	46.2024
	8	38.4183	38.4183	46.32795	46.32795
	9	38.502	38.502	46.4535	46.4535
	10	38.5857	38.5857	46.57905	46.57905
11	38.6694	38.6694	46.7046	46.7046	
34	0	38.7531	38.7531	46.83015	46.83015
	1	38.8368	38.8368	46.9033875	46.9033875
	2	38.9205	38.9205	46.976625	46.976625
	3	39.0042	39.0042	47.0498625	47.0498625
	4	39.0879	39.0879	47.1231	47.1231
	5	39.1716	39.1716	47.1963375	47.1963375
	6	39.2553	39.2553	47.269575	47.269575
	7	39.339	39.339	47.3428125	47.3428125
	8	39.4227	39.4227	47.41605	47.41605
	9	39.5064	39.5064	47.4892875	47.4892875
	10	39.5901	39.5901	47.562525	47.562525
11	39.6738	39.6738	47.6357625	47.6357625	

※1 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集に応募し認定された退職

※2 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集に応募し認定された退職

令和2年4月1日以降

勤続年数		自己都合 会計年度自己都合	公務外傷病 会計年度任期満了	定年・60歳到達・任期終了・ 応募認定(※1)・公務外死亡・ 通勤傷病・定年日以後退職	応募認定(※2)・整理・ 公務上傷病・公務上死亡
年	月				
35	0	39.7575	39.7575	47.709	47.709
	1	39.8412	39.8412	47.709	47.709
	2	39.9249	39.9249	47.709	47.709
	3	40.0086	40.0086	47.709	47.709
	4	40.0923	40.0923	47.709	47.709
	5	40.176	40.176	47.709	47.709
	6	40.2597	40.2597	47.709	47.709
	7	40.3434	40.3434	47.709	47.709
	8	40.4271	40.4271	47.709	47.709
	9	40.5108	40.5108	47.709	47.709
	10	40.5945	40.5945	47.709	47.709
	11	40.6782	40.6782	47.709	47.709
36	0	40.7619	40.7619	47.709	47.709
	1	40.8456	40.8456	47.709	47.709
	2	40.9293	40.9293	47.709	47.709
	3	41.013	41.013	47.709	47.709
	4	41.0967	41.0967	47.709	47.709
	5	41.1804	41.1804	47.709	47.709
	6	41.2641	41.2641	47.709	47.709
	7	41.3478	41.3478	47.709	47.709
	8	41.4315	41.4315	47.709	47.709
	9	41.5152	41.5152	47.709	47.709
	10	41.5989	41.5989	47.709	47.709
	11	41.6826	41.6826	47.709	47.709
37	0	41.7663	41.7663	47.709	47.709
	1	41.85	41.85	47.709	47.709
	2	41.9337	41.9337	47.709	47.709
	3	42.0174	42.0174	47.709	47.709
	4	42.1011	42.1011	47.709	47.709
	5	42.1848	42.1848	47.709	47.709
	6	42.2685	42.2685	47.709	47.709
	7	42.3522	42.3522	47.709	47.709
	8	42.4359	42.4359	47.709	47.709
	9	42.5196	42.5196	47.709	47.709
	10	42.6033	42.6033	47.709	47.709
	11	42.687	42.687	47.709	47.709
38	0	42.7707	42.7707	47.709	47.709
	1	42.8544	42.8544	47.709	47.709
	2	42.9381	42.9381	47.709	47.709
	3	43.0218	43.0218	47.709	47.709
	4	43.1055	43.1055	47.709	47.709
	5	43.1892	43.1892	47.709	47.709
	6	43.2729	43.2729	47.709	47.709
	7	43.3566	43.3566	47.709	47.709
	8	43.4403	43.4403	47.709	47.709
	9	43.524	43.524	47.709	47.709
	10	43.6077	43.6077	47.709	47.709
	11	43.6914	43.6914	47.709	47.709
39	0	43.7751	43.7751	47.709	47.709
	1	43.8588	43.8588	47.709	47.709
	2	43.9425	43.9425	47.709	47.709
	3	44.0262	44.0262	47.709	47.709
	4	44.1099	44.1099	47.709	47.709
	5	44.1936	44.1936	47.709	47.709
	6	44.2773	44.2773	47.709	47.709
	7	44.361	44.361	47.709	47.709
	8	44.4447	44.4447	47.709	47.709
	9	44.5284	44.5284	47.709	47.709
	10	44.6121	44.6121	47.709	47.709
	11	44.6958	44.6958	47.709	47.709
40	0	44.7795	44.7795	47.709	47.709
	1	44.8632	44.8632	47.709	47.709
	2	44.9469	44.9469	47.709	47.709
	3	45.0306	45.0306	47.709	47.709
	4	45.1143	45.1143	47.709	47.709
	5	45.198	45.198	47.709	47.709
	6	45.2817	45.2817	47.709	47.709
	7	45.3654	45.3654	47.709	47.709
	8	45.4491	45.4491	47.709	47.709
	9	45.5328	45.5328	47.709	47.709
	10	45.6165	45.6165	47.709	47.709
	11	45.7002	45.7002	47.709	47.709
41	0	45.7839	45.7839	47.709	47.709
	1	45.8676	45.8676	47.709	47.709
	2	45.9513	45.9513	47.709	47.709
	3	46.035	46.035	47.709	47.709
	4	46.1187	46.1187	47.709	47.709
	5	46.2024	46.2024	47.709	47.709
	6	46.2861	46.2861	47.709	47.709
	7	46.3698	46.3698	47.709	47.709
	8	46.4535	46.4535	47.709	47.709
	9	46.5372	46.5372	47.709	47.709
	10	46.6209	46.6209	47.709	47.709
	11	46.7046	46.7046	47.709	47.709

※1 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集に応募し認定された退職

※2 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集に応募し認定された退職

令和2年4月1日以降

勤続年数		自己都合 会計年度自己都合	公務外傷病 会計年度任期満了	定年・60歳到達・任期終了・ 応募認定(※1)・公務外死亡・ 通勤傷病・定年日以後退職	応募認定(※2)・整理・ 公務上傷病・公務上死亡
年	月				
42	0	46.7883	46.7883	47.709	47.709
	1	46.872	46.872	47.709	47.709
	2	46.9557	46.9557	47.709	47.709
	3	47.0394	47.0394	47.709	47.709
	4	47.1231	47.1231	47.709	47.709
	5	47.2068	47.2068	47.709	47.709
	6	47.2905	47.2905	47.709	47.709
	7	47.3742	47.3742	47.709	47.709
	8	47.4579	47.4579	47.709	47.709
	9	47.5416	47.5416	47.709	47.709
	10	47.6253	47.6253	47.709	47.709
	11	47.709	47.709	47.709	47.709
43	0	47.709	47.709	47.709	47.709
	1	47.709	47.709	47.709	47.709
	2	47.709	47.709	47.709	47.709
	3	47.709	47.709	47.709	47.709
	4	47.709	47.709	47.709	47.709
	5	47.709	47.709	47.709	47.709
	6	47.709	47.709	47.709	47.709
	7	47.709	47.709	47.709	47.709
	8	47.709	47.709	47.709	47.709
	9	47.709	47.709	47.709	47.709
	10	47.709	47.709	47.709	47.709
	11	47.709	47.709	47.709	47.709
44	0	47.709	47.709	47.709	47.709
	1	47.709	47.709	47.709	47.709
	2	47.709	47.709	47.709	47.709
	3	47.709	47.709	47.709	47.709
	4	47.709	47.709	47.709	47.709
	5	47.709	47.709	47.709	47.709
	6	47.709	47.709	47.709	47.709
	7	47.709	47.709	47.709	47.709
	8	47.709	47.709	47.709	47.709
	9	47.709	47.709	47.709	47.709
	10	47.709	47.709	47.709	47.709
	11	47.709	47.709	47.709	47.709
45	0	47.709	47.709	47.709	47.709
	1	47.709	47.709	47.709	47.709
	2	47.709	47.709	47.709	47.709
	3	47.709	47.709	47.709	47.709
	4	47.709	47.709	47.709	47.709
	5	47.709	47.709	47.709	47.709
	6	47.709	47.709	47.709	47.709
	7	47.709	47.709	47.709	47.709
	8	47.709	47.709	47.709	47.709
	9	47.709	47.709	47.709	47.709
	10	47.709	47.709	47.709	47.709
	11	47.709	47.709	47.709	47.709

※1 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集に応募し認定された退職

※2 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集に応募し認定された退職

特別職支給率表

(令和2年4月1日以降)

勤続 年数		市 町 村									一 部 事 務 組 合								
		市町村長(職務執行者)			副市町村長 及び企業管理者			教育長・常勤監査委員			管理者(企業長)			副管理者			教育長		
年	月	合併に 伴う 退職	それ以外	合併に 伴う 退職	それ以外	合併に 伴う 退職	それ以外	合併に 伴う 退職	それ以外	合併に 伴う 退職	それ以外	合併に 伴う 退職	それ以外	合併に 伴う 退職	それ以外	合併に 伴う 退職	それ以外		
			傷病・死亡		傷病・死亡		傷病・死亡		傷病・死亡		傷病・死亡		傷病・死亡		傷病・死亡		傷病・死亡		傷病・死亡
	1	7.5	5/12	5	4.5	1/4	3	3.45	2.3/12	2.3	4.5	1/4	3	3.45	2.3/12	2.3	2.85	1.9/12	1.9
	2	7.5	5/6	5	4.5	1/2	3	3.45	2.3/6	2.3	4.5	1/2	3	3.45	2.3/6	2.3	2.85	1.9/6	1.9
	3	7.5	5/4	5	4.5	3/4	3	3.45	2.3/4	2.3	4.5	3/4	3	3.45	2.3/4	2.3	2.85	1.9/4	1.9
	4	7.5	5/3	5	4.5	1	3	3.45	2.3/3	2.3	4.5	1	3	3.45	2.3/3	2.3	2.85	1.9/3	1.9
	5	7.5	25/12	5	4.5	5/4	3	3.45	11.5/12	2.3	4.5	5/4	3	3.45	11.5/12	2.3	2.85	9.5/12	1.9
	6	7.5	5/2	5	4.5	3/2	3	3.45	2.3/2	2.3	4.5	3/2	3	3.45	2.3/2	2.3	2.85	1.9/2	1.9
	7	7.5	35/12	5	4.5	7/4	3	3.45	16.1/12	2.3	4.5	7/4	3	3.45	16.1/12	2.3	2.85	13.3/12	1.9
	8	7.5	10/3	5	4.5	2	3	3.45	4.6/3	2.3	4.5	2	3	3.45	4.6/3	2.3	2.85	3.8/3	1.9
	9	7.5	15/4	5	4.5	9/4	3	3.45	6.9/4	2.3	4.5	9/4	3	3.45	6.9/4	2.3	2.85	5.7/4	1.9
	10	7.5	25/6	5	4.5	5/2	3	3.45	11.5/6	2.3	4.5	5/2	3	3.45	11.5/6	2.3	2.85	9.5/6	1.9
	11	7.5	55/12	5	4.5	11/4	3	3.45	25.3/12	2.3	4.5	11/4	3	3.45	25.3/12	2.3	2.85	20.9/12	1.9
1	0	7.5	5	4.5	3	3.45	2.3	4.5	3	3.45	2.3	4.5	3	3.45	2.3	2.85	1.9		
	1	8.125	5+5/12	4.875	3.25	3.7375	2.3+2.3/12	4.875	3.25	3.7375	2.3+2.3/12	4.875	3.25	3.7375	2.3+2.3/12	3.0875	1.9+1.9/12		
	2	8.75	5+5/6	5.25	3.5	4.025	2.3+2.3/6	5.25	3.5	4.025	2.3+2.3/6	5.25	3.5	4.025	2.3+2.3/6	3.325	1.9+1.9/6		
	3	9.375	6.25	5.625	3.75	4.3125	2.875	5.625	3.75	4.3125	2.875	5.625	3.75	4.3125	2.875	3.5625	2.375		
	4	10	5+5/3	6	4	4.6	2.3+2.3/3	6	4	4.6	2.3+2.3/3	6	4	4.6	2.3+2.3/3	3.8	1.9+1.9/3		
	5	10.625	5+25/12	6.375	4.25	4.8875	2.3+11.5/12	6.375	4.25	4.8875	2.3+11.5/12	6.375	4.25	4.8875	2.3+11.5/12	4.0375	1.9+9.5/12		
	6	11.25	7.5	6.75	4.5	5.175	3.45	6.75	4.5	5.175	3.45	6.75	4.5	5.175	3.45	4.275	2.85		
	7	11.875	5+35/12	7.125	4.75	5.4625	2.3+16.1/12	7.125	4.75	5.4625	2.3+16.1/12	7.125	4.75	5.4625	2.3+16.1/12	4.5125	1.9+13.3/12		
	8	12.5	5+10/3	7.5	5	5.75	2.3+4.6/3	7.5	5	5.75	2.3+4.6/3	7.5	5	5.75	2.3+4.6/3	4.75	1.9+3.8/3		
	9	13.125	8.75	7.875	5.25	6.0375	4.025	7.875	5.25	6.0375	4.025	7.875	5.25	6.0375	4.025	4.9875	3.325		
	10	13.75	5+25/6	8.25	5.5	6.325	2.3+11.5/6	8.25	5.5	6.325	2.3+11.5/6	8.25	5.5	6.325	2.3+11.5/6	5.225	1.9+9.5/6		
	11	14.375	5+55/12	8.625	5.75	6.6125	2.3+25.3/12	8.625	5.75	6.6125	2.3+25.3/12	8.625	5.75	6.6125	2.3+25.3/12	5.4625	1.9+20.9/12		
2	0	15	10	9	6	6.9	4.6	9	6	6.9	4.6	9	6	6.9	4.6	5.7	3.8		
	1	15.625	10+5/12	9.375	6.25	7.1875	4.6+2.3/12	9.375	6.25	7.1875	4.6+2.3/12	9.375	6.25	7.1875	4.6+2.3/12	5.9375	3.8+1.9/12		
	2	16.25	10+5/6	9.75	6.5	7.475	4.6+2.3/6	9.75	6.5	7.475	4.6+2.3/6	9.75	6.5	7.475	4.6+2.3/6	6.175	3.8+1.9/6		
	3	16.875	11.25	10.125	6.75	7.7625	5.175	10.125	6.75	7.7625	5.175	10.125	6.75	7.7625	5.175	6.4125	4.275		
	4	17.5	10+5/3	10.5	7	8.05	4.6+2.3/3	10.5	7	8.05	4.6+2.3/3	10.5	7	8.05	4.6+2.3/3	6.65	3.8+1.9/3		
	5	18.125	10+25/12	10.875	7.25	8.3375	4.6+11.5/12	10.875	7.25	8.3375	4.6+11.5/12	10.875	7.25	8.3375	4.6+11.5/12	6.8875	3.8+9.5/12		
	6	18.75	12.5	11.25	7.5	8.625	5.75	11.25	7.5	8.625	5.75	11.25	7.5	8.625	5.75	7.125	4.75		
	7	19.375	10+35/12	11.625	7.75	8.9125	4.6+16.1/12	11.625	7.75	8.9125	4.6+16.1/12	11.625	7.75	8.9125	4.6+16.1/12	7.3625	3.8+13.3/12		
	8	20	10+10/3	12	8	9.2	4.6+4.6/3	12	8	9.2	4.6+4.6/3	12	8	9.2	4.6+4.6/3	7.6	3.8+3.8/3		
	9	20	13.75	12	8.25	9.2	6.325	12	8.25	9.2	6.325	12	8.25	9.2	6.325	7.6	5.225		
	10	20	10+25/6	12	8.5	9.2	4.6+11.5/6	12	8.5	9.2	4.6+11.5/6	12	8.5	9.2	4.6+11.5/6	7.6	3.8+9.5/6		
	11	20	10+55/12	12	8.75	9.2	4.6+25.3/12	12	8.75	9.2	4.6+25.3/12	12	8.75	9.2	4.6+25.3/12	7.6	3.8+20.9/12		
3	0	20	15	12	9	9.2	6.9	12	9	9.2	6.9	12	9	9.2	6.9	7.6	5.7		
	1	20	15+5/12	12	9.25	9.2	6.9+2.3/12	12	9.25	9.2	6.9+2.3/12	12	9.25	9.2	6.9+2.3/12				
	2	20	15+5/6	12	9.5	9.2	6.9+2.3/6	12	9.5	9.2	6.9+2.3/6	12	9.5	9.2	6.9+2.3/6				
	3	20	16.25	12	9.75	9.2	7.475	12	9.75	9.2	7.475	12	9.75	9.2	7.475				
	4	20	15+5/3	12	10	9.2	6.9+2.3/3	12	10	9.2	6.9+2.3/3	12	10	9.2	6.9+2.3/3				
	5	20	15+25/12	12	10.25	9.2	6.9+11.5/12	12	10.25	9.2	6.9+11.5/12	12	10.25	9.2	6.9+11.5/12				
	6	20	17.5	12	10.5	9.2	8.05	12	10.5	9.2	8.05	12	10.5	9.2	8.05				
	7	20	15+35/12	12	10.75	9.2	6.9+16.1/12	12	10.75	9.2	6.9+16.1/12	12	10.75	9.2	6.9+16.1/12				
	8	20	15+10/3	12	11	9.2	6.9+4.6/3	12	11	9.2	6.9+4.6/3	12	11	9.2	6.9+4.6/3				
	9	20	18.75	12	11.25	9.2	8.625	12	11.25	9.2	8.625	12	11.25	9.2	8.625				
	10	20	15+25/6	12	11.5	9.2	6.9+11.5/6	12	11.5	9.2	6.9+11.5/6	12	11.5	9.2	6.9+11.5/6				
	11	20	15+55/12	12	11.75	9.2	6.9+25.3/12	12	11.75	9.2	6.9+25.3/12	12	11.75	9.2	6.9+25.3/12				
4	0	20	20	12	12	9.2	9.2	12	12	9.2	9.2	12	12	9.2	9.2				